

令和8年教育委員会3月定例会

日 時：令和8年3月26日（木）午後1時30分
場 所：北秋田市役所第二庁舎 1階 第三会議室

署名 教育長
署名 委員

次 第

1 開 会

2 前回委員会会議録の承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

① 動静報告

(2) 各課所管事項

・教育総務課

① 3月行事報告及び4月行事予定

② あきたリフレッシュ学園

③ 学校給食

・学校教育課

① 3月行事報告及び4月行事予定

② 学校の状況

・生涯学習課

① 3月行事報告及び4月行事予定

(3) 各課工事等発注状況

4 案 件

- (1) 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 北秋田市教育委員会事務局教育次長及び課長の任免について）
- (2) 議案第4号 北秋田市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 議案第5号 北秋田市教育委員会情報セキュリティ基本方針の策定及び公表について
- (4) 議案第6号 北秋田市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 議案第7号 北秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 議案第8号 第3次北秋田市学校教育ビジョンの策定について
- (7) 議案第9号 北秋田市立小・中学校及び義務教育学校における教職員の多忙化防止計画の策定について
- (8) 議案第10号 北秋田市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 議案第11号 北秋田市学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について

- (10) 議案第 12 号 第 5 次北秋田市社会教育中期計画の策定について
- (11) 議案第 13 号 北秋田市公民館長の任命について
- (12) 議案第 14 号 北秋田市公民館主事の任命について
- (13) 報告第 2 号 専決処理の報告について（専決第 8 号 北秋田市教育委員会事務局職員の任免について）
- (14) 報告第 3 号 専決処理の報告について（専決第 9 号 公文書の開示について）

5 その他

- (1) 北秋田市学校施設の長寿命化計画について
- (2) 次回の教育委員会定例会の開催日について
- (3) その他

6 閉 会

1 教育長の動静について(2月27日～3月25日)

No.	日	曜	会議等	会場
1	27	金	定例教育委員会	第3会議室
2	1	日	北鷹高校スキー部報告会・3年生を送る会	コムコム
3	2	月	校長評価面談	3F中教室
4			第3次総合計画等庁内策定委員会⑤	3F大会議室
5	3	火	校長評価面談	3F中教室
6			森吉大学閉講式	森吉コミセン
7	5	木	家庭教育支援チーム「にこっと」文部科学大臣表彰受賞報告会	3F大会議室
8			社会教育中期計画答申	式場
9	6	金	WAROCKビジョンマップ展視察	コムコム
10	7	土	合川中学校卒業式	合川中
11			合川ことぶき大学修了式	合川公民館
12	8	日	鷹巣中学校卒業式	鷹巣中
13	10	火	比内支援学校たかのす校卒業式	たかのす校
14			森吉コミセン改築検討委員会④	森吉コミセン
15	11	水	高鷹大学卒業・閉講式	コムコム
16	12	木	教職員内示	式場
17	13	金	清鷹小学校卒業式	清鷹小
18			臨時部長会議	3F大会議室
19	15	日	市長と語ろう！タウンミーティング	コムコム
20	16	月	あきたリフレッシュ学園卒業・修了式	学童研修センター
21	17	火	シースルー傘贈呈	式場
22			秋田フィンランド協会研修会	コムコム
23	18	水	県生涯学習課長来庁	式場
24			あきたリフレッシュ学園面接	式場
25	19	木	定例部長会議	3F大会議室
26			(県人事異動記者発表)	
27	21	土	しゃろーむ卒園式	しゃろーむ
28	23	月	黄色い鈴贈呈式	コムコム
29	25	水	死亡叙位伝達式	式場

【教育総務課】

① 3月行事報告及び4月行事予定

行事報告

月	日	曜	報告事項	場所	備考
3	16	月	あきたりフレッシュ学園卒園式修了式	学童研修センター	
	26	木	教育委員会3月定例会	第二庁舎第三会議室	
	31	火	教育委員会退職者辞令交付式	第二庁舎式場	

行事予定

月	日	曜	予定事項	場所	備考
4	1	水	令和8年度定期人事異動辞令交付式	第二庁舎第三会議室	
	10	金	あきたりフレッシュ学園始業式	学童研修センター	
	30	木	教育委員会4月定例会	第二庁舎第三会議室	

② あきたりフレッシュ学園

(1) 利用状況

学園生 12人 (3月1日現在)	市内小学生	男子 1人	女子 0人
	市外小学生	男子 1人	女子 0人
	市内中学生	男子 3人	女子 4人
	市外中学生	男子 2人	女子 1人
		男子 7人	女子 5人

体験入園 1人 (2月1日~28日)	市内小学生	男子 0人	女子 0人
	市外小学生	男子 0人	女子 0人
	市内中学生	男子 0人	女子 1人
	市外中学生	男子 0人	女子 0人
		男子 0人	女子 1人

(2) 活動内容

(2月15日~3月14日) スノモスキー体験、スキー体験(学園周辺、翠雲公園内、薬師山スキー場)、イタヤカエデ樹液採取体験、除雪体験、スノーモービル収納体験、環境整備体験(窓のコンパネ除去、清掃等)、木工作体験(ペン立て、あんどん、家の模型、漫画収納ケース、コースター)、卓球

③ 学校給食

(1) 3月の地場産物メニューの紹介

【鷹巣北部】 「あったかモチモチすいとん汁メニュー」 3月19日（木）提供

- ・献立 : 鶏肉のBBQソース焼き、和風ポテト、すいとん汁、ご飯、ジョア
- ・北秋田市産食材 : 米、しいたけ、白神にんにく

すいとんは、小麦粉に水を加えて練ったものを、一口くらいの大きさにして汁に入れて煮たものです。戦中戦後の食料事情が悪かった時代に、簡単に作れて、体も温まり、空腹を満たしてくれることからお米の代用食として食べられていました。すいとんのボリューム感と、肉や野菜の旨味も加わり、とっても満足感のある一品になります。

【鷹巣南部】 「ひな祭りメニュー」 3月3日（火）提供

- ・献立 : 花形ハンバーグ、菜の花キャベツソテー、豆乳豚汁、ももゼリー
ゆかりご飯、牛乳
- ・北秋田市産食材 : 白神にんにく

ひな祭りメニューです。春の訪れを祝い、春を伝える旬の食材が使われています。給食センターでは、みなさんが健康に成長してくれるようにと思いを込めて、春色の給食にしてみました。しっかりと食べてくださいね。

【もりよし】 「祝卒業！リクエストメニュー」 3月5日（木）提供

- ・献立 : ヤンニョムチキン、小松菜のソテー、ワンタンスープ、お米のタルト、
ごはん、牛乳
- ・北秋田市産食材 : 米

卒業学年を対象としたリクエスト給食です。おかず部門1位は、全ての学校で圧倒的票数を獲得した「ヤンニョムチキン」です。その他の部門も圧倒的1位は「お米のタルト」でした。「ワンタンスープ」は合川小と阿仁学園で汁物部門1位を獲得しました。

(2) 事故報告（異物混入） 2月16日（月）～3月13日（金）

①鷹巣北部学校給食センター

【事故発生日】 令和8年2月20日（金）

【発生状況】 鷹巣小学校へ提供した「ABCスープ」に、約1.5mmの黒い虫が混入しているのを児童が盛り付け中に発見しました。学級では、虫を取り除き通常どおりに喫食しました。

この異物については、インターネットで調査したところ、白菜に付着している虫と似ていることが分かりました。

事後の対応としては、下処理時に、白菜の葉を一枚一枚丁寧に剥がしながら注意深く目視で確認し、しっかり流水を行うことをすべての給食センターで確認しました。

【学校教育課】

① 3月行事報告及び4月行事予定

行 事 報 告

月	日	曜	計 画 事 項	場 所	備 考	
3	4	水	※公立高校入学者選抜学力検査実施日	各高等学校		
	7	土	卒業式	森吉中、合川中 阿仁学園		
	8	日	卒業式	鷹巣中		
	12	木	卒業式	米内沢小		
	13	金	卒業式	鷹巣小、鷹巣東小、 綴子小、清鷹小、 合川小		
	19	木	修了式	市内各小・中学校 義務教育学校		
	※20日 春分の日、21日（土曜日）					
	22	日	春季休業日（～3月31日、4月1日～6日）	市内各小・中学校 義務教育学校		
25	水	学校生活サポート員 新年度説明会	市役所第二庁舎			

行 事 予 定

月	日	曜	計 画 事 項	場 所	備 考
4	3	金	市校長会総会	交流センター	
	7	火	新任式・始業式	各校	
	//	//	入学式（中学校・義務教育学校）	各校	
	8	水	入学式（小学校）	各校	
	17	金	通級指導担当者会	鷹巣小	
	24	金	教育センター所員総会	オンライン 第二庁舎	
	27	月	幼保小架け橋委員会 幼保小連携会議	市民ふれあいプラザ	

- 1 令和8年3月1日現在児童・生徒数 (前月比)

小学校・義務教育学校前期：	856人	(+1)
中学校・義務教育学校後期：	518人	(±0)
合計	1374人	(+1)

※各校の詳細は資料参照 鷹巣東小へ1入

- 2 職員の異動等
 - ・職員の異動はありません。

- 3 不審者等の情報
 - ・大館北秋田地域での情報はありません。

- 4 クマやサルを目撃情報への対応
 - ・2月定例会以降、公式の目撃情報はありません。
 - 3月1日(日)、阿仁学園校長より、地域の方から寄せられた目撃情報がありました。阿仁銀山下新町の専念寺付近で子グマ1頭の目撃があったとのことで、翌3月2日(月)及び3日(火)の登校時に、内陸線を利用する児童生徒にスクールバスを臨時運行しました。

令和7年度児童生徒数

令和8年3月1日現在

(単位:人)

学校名	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鷹巣小学校	20	15	32	16	27	25	30	30	27	22	26	21	162	129
	35		48		52		60		49		47		291	
鷹巣東小学校	5	7	8	5	3	9	5	9	3	1	8	10	32	41
	12		13		12		14		4		18		73	
綴子小学校	4	7	3	2	5	6	5	7	6	6	9	10	32	38
	11		5		11		12		12		19		70	
清鷹小学校	9	10	10	9	17	4	8	10	12	16	10	10	66	59
	19		19		21		18		28		20		125	
米内沢小学校	10	12	7	8	11	7	10	12	5	11	14	14	57	64
	22		15		18		22		16		28		121	
合川小学校	12	5	10	7	17	10	14	11	11	15	12	20	76	68
	17		17		27		25		26		32		144	
義務教育学校 阿仁学園 (前期課程)	0	3	1	1	1	4	2	5	5	2	7	1	16	16
	3		2		5		7		7		8		32	
計	60	59	71	48	81	65	74	84	69	73	86	86	441	415
	119		119		146		158		142		172		856	

学校名	1年生		2年生		3年生								計	
	男	女	男	女	男	女							男	女
鷹巣中学校	53	41	57	59	61	53							171	153
	94		116		114								324	
森吉中学校	13	7	17	11	9	22							39	40
	20		28		31								79	
合川中学校	14	18	13	14	15	14							42	46
	32		27		29								88	
義務教育学校 阿仁学園 (後期課程)	5	1	8	2	9	2							22	5
	6		10		11								27	
計	85	67	95	86	94	91							274	244
	152		181		185								518	

総数 1,374

【生涯学習課】

令和8年

行事報告

生涯学習係

月	日	曜	報告事項	場所	備考
3	2	月	フィンランド展	市民ふれあいプラザ	～25日
	4	水	第2回北秋田市民ふれあいプラザにぎわいづくり委員会	市民ふれあいプラザ	12人
	5	木	令和7年度「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰受賞 市長への報告	北秋田市役所	11人
	9	月	北秋田市花いっぱい運動推進協議会臨時総会	市民ふれあいプラザ	23人
	10	火	第2回公民館運営審議会・鷹巣地区公民館長会議	市民ふれあいプラザ	26人
			第4回森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会	森吉コミュニティセンター	24人
	11	水	高鷹大学卒業・閉講式	市民ふれあいプラザ	104人
	17	火	秋田フィンランド協会研修会	市民ふれあいプラザ	
	24	火	短期講座「シニアリトミック」	市民ふれあいプラザ	
27	金	令和7年度「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰受賞報告会	秋田県教育庁		

令和8年

行事報告

文化財係

月	日	曜	報告事項	場所	備考
3					

令和8年

行事報告

鷹巣地区公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
3					

令和8年

行事報告

合川公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
3	6	金	ロビー展「佐藤剛作品展」	合川公民館	～19日
	7	土	合川ことぶき大学「修了式」	合川公民館・合川中学校	45人
	16	月	合川小2年生公民館見学	合川公民館	

令和8年

行事報告

森吉・前田公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
3	3	火	森吉大学第6回学習会・閉講式	森吉公民館	52人

令和8年

行事報告

阿仁・大阿仁公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
3	9	月	阿仁生き生き大学 第6回学習会並びに修了式・閉講式	阿仁公民館	30人
			阿仁公民館 定期講座「暮らしを彩るちりめん細工講座」	阿仁公民館	8人・23日

令和8年

行事報告

鷹巣・森吉図書館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
3	9	月	令和7年度第4回移動文庫	市内12施設	～10日
	31	火	図書館システム年次処理、市内図書館・公民館図書室 休館	市内図書館・公民館図書室	

令和8年

行事予定

生涯学習係

月	日	曜	予定事項	場所	備考	
4	1	水	北秋田市公民館長辞令交付式	市役所第二庁舎第3会議室		
	2	木	北地区社会教育主事協会臨時役員会	北秋田地域振興局		
	13	月	第1回家庭教育支援チーム会議	市民ふれあいプラザ		
	16	木	市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課長会議	県生涯学習センター		
	24	金	北地区社会教育主事協会総会・第1回研修会	市民ふれあいプラザ		
	下旬			青少年育成北秋田市民会議 総会	市民ふれあいプラザ	
				マタギの地恵体験学習会第1回実行委員会	前田公民館	

令和8年

行事予定

鷹巣地区公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4					

令和8年

行事予定

合川公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
4					

令和8年

行事予定

森吉・前田公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
4	17	金	森吉大学運営委員会	森吉公民館	
	24	金	森吉大学開講式	森吉公民館	

令和8年

行事予定

阿仁・大阿仁公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
4					

令和8年

行事予定

鷹巣・森吉図書館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
4	22	水	令和8年度第1回北秋田市図書館協議会	文化会館会議室	

工 事 等 発 注 一 覧 表

令和8年2月1日～令和8年2月28日

※ 150万円以上（消費税含む）

（単位：円）

番号	工事名又は業務名等	契 約 年月日	契約金額	工期	請負業者名
				～	
	対象となる工事発注等はありません			～	
				～	

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 北秋田市教育委員会事務局教育次長及び課長の任免について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月26日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

専決第7号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 北秋田市教育委員会事務局教育次長及び課長の任免

令和8年3月19日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

人事異動（内示：教育委員会事務局職員）

令和8年4月1日付

異動先					現職名			
所属・職名			氏名		部名	課名	係名	職名
（部長級）								
教育委員会事務局			教育次長	福嶋 統	総務部	総合政策課		課長
総務部	総務課	総務係	副主幹	金澤 誠	教育委員会事務局			教育次長
（課長級）								
観光文化スポーツ部	文化スポーツ課		課長	山本 明美	教育委員会事務局	生涯学習課		課長
教育委員会事務局	生涯学習課		課長	片岡 喜輝	財務部	税務課		課長
【採用】								
教育委員会事務局	学校教育課		政策監（兼学校教育課長）	小林 陽介	県教育委員会			
			推進監	相沢 一	県教育委員会			
【退職】 令和8年3月31日								
				茂内 公貴	教育委員会事務局			政策監（兼学校教育課長）
				堀内 亜希子	教育委員会事務局	学校教育課		推進監

議案第 4 号

北秋田市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則の制定について

北秋田市教育委員会公印取扱規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

提案理由

北秋田市教育委員会で使用実績のない公印の廃止及び電子公印の利用を明記することにより、行政事務の効率化を図るため、所要の規定の整備を行うものである。

令和 8 年

教育委員会規則第 号

北秋田市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則

北秋田市教育委員会公印取扱規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「印影印刷」の次に「（電子印影）」を加える。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（電子計算機による公印）

第9条 電子計算機を利用して証明等を行う場合において、特に必要があると認めるときは、印刷印影（電子印影）承認申請書（様式第2号）により教育総務課長の決裁を得て、電子計算機に記録した公印の印影又は当該印影を縮小若しくは拡大したものを文書に打ち出して公印の押印に代えることができる。

別表第1中「5」を削り、「6」を「5」に、「7」を「6」に改め、「8」、「9」、「10」、「11」及び「12」の項を削る。

別表第2中「5」を削り、「6」を「5」に、「7」を「6」に改め、「8」、「9」、「10」、「11」及び「12」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																									
<p>(印影の印刷)</p> <p>第8条 公印の押印を要する文書で特に必要があるものについては、印影印刷(電子印影)承認申請書(様式第2号)により教育総務課長の承認を受け公印の印影又はその縮小したものを当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。</p> <p><u>(電子計算機による公印)</u></p> <p>第9条 <u>電子計算機を利用して証明等を行う場合において、特に必要があると認めるときは、印刷印影(電子印影)承認申請書(様式第2号)により教育総務課長の決裁を得て、電子計算機に記録した公印の印影又は当該印影を縮小若しくは拡大したものを文書に打ち出して公印の押印に代えることができる。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>公印の名称</th> <th>書体</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>材質</th> <th>管理者</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>教育委員会印</td> <td>てん書体</td> <td>方30</td> <td>柘</td> <td>教育次長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>教育長印</td> <td>てん書体</td> <td>方21</td> <td>柘</td> <td>教育次長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>教育次長</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>柘</td> <td>教育次長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>教育長職務代理者印</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>柘</td> <td>教育次長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>学校印</td> <td>てん書体</td> <td>方30</td> <td>柘</td> <td>各小・中・義務教育 学校長</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>学校長印</td> <td>てん書体</td> <td>方21</td> <td>柘</td> <td>各小・中・義務教育 学校長</td> <td>各1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	公印の名称	書体	寸法 (mm)	材質	管理者	個数	1	教育委員会印	てん書体	方30	柘	教育次長	1	2	教育長印	てん書体	方21	柘	教育次長	1	3	教育次長	てん書体	方18	柘	教育次長	1	4	教育長職務代理者印	てん書体	方18	柘	教育次長	1	5	学校印	てん書体	方30	柘	各小・中・義務教育 学校長	各1	6	学校長印	てん書体	方21	柘	各小・中・義務教育 学校長	各1	<p>(印影の印刷)</p> <p>第8条 公印の押印を要する文書で特に必要があるものについては、印影印刷_____承認申請書(様式第2号)により教育総務課長の承認を受け公印の印影又はその縮小したものを当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>公印の名称</th> <th>書体</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>材質</th> <th>管理者</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>教育委員会印</td> <td>てん書体</td> <td>方30</td> <td>柘</td> <td>教育次長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>教育長印</td> <td>てん書体</td> <td>方21</td> <td>柘</td> <td>教育次長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>教育次長</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>柘</td> <td>教育次長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>教育長職務代理者印</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>柘</td> <td>教育次長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>教育委員会課長印</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>柘</td> <td>各課長</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>学校印</td> <td>てん書体</td> <td>方30</td> <td>柘</td> <td>各小・中・義務教育 学校長</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>学校長印</td> <td>てん書体</td> <td>方21</td> <td>柘</td> <td>各小・中・義務教育 学校長</td> <td>各1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	公印の名称	書体	寸法 (mm)	材質	管理者	個数	1	教育委員会印	てん書体	方30	柘	教育次長	1	2	教育長印	てん書体	方21	柘	教育次長	1	3	教育次長	てん書体	方18	柘	教育次長	1	4	教育長職務代理者印	てん書体	方18	柘	教育次長	1	5	教育委員会課長印	てん書体	方18	柘	各課長	各1	6	学校印	てん書体	方30	柘	各小・中・義務教育 学校長	各1	7	学校長印	てん書体	方21	柘	各小・中・義務教育 学校長	各1
番号	公印の名称	書体	寸法 (mm)	材質	管理者	個数																																																																																																				
1	教育委員会印	てん書体	方30	柘	教育次長	1																																																																																																				
2	教育長印	てん書体	方21	柘	教育次長	1																																																																																																				
3	教育次長	てん書体	方18	柘	教育次長	1																																																																																																				
4	教育長職務代理者印	てん書体	方18	柘	教育次長	1																																																																																																				
5	学校印	てん書体	方30	柘	各小・中・義務教育 学校長	各1																																																																																																				
6	学校長印	てん書体	方21	柘	各小・中・義務教育 学校長	各1																																																																																																				
番号	公印の名称	書体	寸法 (mm)	材質	管理者	個数																																																																																																				
1	教育委員会印	てん書体	方30	柘	教育次長	1																																																																																																				
2	教育長印	てん書体	方21	柘	教育次長	1																																																																																																				
3	教育次長	てん書体	方18	柘	教育次長	1																																																																																																				
4	教育長職務代理者印	てん書体	方18	柘	教育次長	1																																																																																																				
5	教育委員会課長印	てん書体	方18	柘	各課長	各1																																																																																																				
6	学校印	てん書体	方30	柘	各小・中・義務教育 学校長	各1																																																																																																				
7	学校長印	てん書体	方21	柘	各小・中・義務教育 学校長	各1																																																																																																				

改正後	改正前																																																																							
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width:25%;"> <p>1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北 秋田市教育 委員会印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委 員会教育長印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委員 会教育次長印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育委員会教 育長職務 代理者印 </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="width:25%;"> <p>5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校之印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校長印 </div> </td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	<p>1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北 秋田市教育 委員会印 </div>	<p>2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委 員会教育長印 </div>	<p>3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委員 会教育次長印 </div>	<p>4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育委員会教 育長職務 代理者印 </div>	—	—	—	—	—	<p>5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校之印 </div>	<p>6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校長印 </div>	—	—	—	—	—	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">8</td> <td style="width:25%;">学校給食センター 所長印</td> <td style="width:10%;">てん書体</td> <td style="width:10%;">方18</td> <td style="width:5%;">栢</td> <td style="width:15%;">所長</td> <td style="width:5%;">1</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>教育センター所長 印</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>栢</td> <td>所長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>公民館長印</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>栢</td> <td>各公民館 長</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>教育支援委員会 長印</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>栢</td> <td>学校教育 課長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>学校給食運営委員 会長印</td> <td>てん書体</td> <td>方18</td> <td>栢</td> <td>所長</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width:25%;"> <p>1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北 秋田市教育 委員会印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委 員会教育長印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委員 会教育次長印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育委員会教 育長職務 代理者印 </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="width:25%;"> <p>5</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 教育委員会 〇課長之印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校之印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>7</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校長印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>8</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市学 校給食セン ター所長印 </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="width:25%;"> <p>9</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育センター 所長之印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>10</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 公民館 〇〇館長之印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>11</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 教育支援 委員会長印 </div> </td> <td style="width:25%;"> <p>12</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市学 校給食運 営委員会長印 </div> </td> </tr> </table>	8	学校給食センター 所長印	てん書体	方18	栢	所長	1	9	教育センター所長 印	てん書体	方18	栢	所長	1	10	公民館長印	てん書体	方18	栢	各公民館 長	各1	11	教育支援委員会 長印	てん書体	方18	栢	学校教育 課長	1	12	学校給食運営委員 会長印	てん書体	方18	栢	所長	1	<p>1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北 秋田市教育 委員会印 </div>	<p>2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委 員会教育長印 </div>	<p>3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委員 会教育次長印 </div>	<p>4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育委員会教 育長職務 代理者印 </div>	—	—	—	—	<p>5</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 教育委員会 〇課長之印 </div>	<p>6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校之印 </div>	<p>7</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校長印 </div>	<p>8</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市学 校給食セン ター所長印 </div>	—	—	—	—	<p>9</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育センター 所長之印 </div>	<p>10</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 公民館 〇〇館長之印 </div>	<p>11</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 教育支援 委員会長印 </div>	<p>12</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市学 校給食運 営委員会長印 </div>
<p>1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北 秋田市教育 委員会印 </div>	<p>2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委 員会教育長印 </div>	<p>3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委員 会教育次長印 </div>	<p>4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育委員会教 育長職務 代理者印 </div>																																																																					
—	—	—	—																																																																					
—	<p>5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校之印 </div>	<p>6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校長印 </div>	—																																																																					
—	—	—	—																																																																					
8	学校給食センター 所長印	てん書体	方18	栢	所長	1																																																																		
9	教育センター所長 印	てん書体	方18	栢	所長	1																																																																		
10	公民館長印	てん書体	方18	栢	各公民館 長	各1																																																																		
11	教育支援委員会 長印	てん書体	方18	栢	学校教育 課長	1																																																																		
12	学校給食運営委員 会長印	てん書体	方18	栢	所長	1																																																																		
<p>1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北 秋田市教育 委員会印 </div>	<p>2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委 員会教育長印 </div>	<p>3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市教育委員 会教育次長印 </div>	<p>4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育委員会教 育長職務 代理者印 </div>																																																																					
—	—	—	—																																																																					
<p>5</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 教育委員会 〇課長之印 </div>	<p>6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校之印 </div>	<p>7</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 秋田県北秋 田市立〇〇 学校長印 </div>	<p>8</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市学 校給食セン ター所長印 </div>																																																																					
—	—	—	—																																																																					
<p>9</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市教 育センター 所長之印 </div>	<p>10</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 公民館 〇〇館長之印 </div>	<p>11</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市 教育支援 委員会長印 </div>	<p>12</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 北秋田市学 校給食運 営委員会長印 </div>																																																																					

北秋田市教育委員会公印取扱規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか北秋田市教育委員会の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において公印とは、北秋田市教育委員会が庁名又は職名をもって発する公文書に用いる印章で、次条に定めるものをいう。

(公印の名称等及び管理)

第3条 公印の名称、書体、寸法、材質、管理者及び個数は別表第1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印の管理に関する事務は教育総務課長が総括する。

2 教育総務課長は、公印台帳(様式第1号)を備え、公印の新調、改刻、廃止、その他必要な事項を記載しなければならない。

3 公印の管理者は、公印を適正に管理し、保管場所のほかに持ち出してはならない。

(公印の新調及び改刻等)

第5条 公印の新調、改刻及び廃止は教育長の承認を得て教育総務課長が行う。

2 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、公印の名称及び印影並びに使用の開始又は廃止の期日等必要な事項を告示するものとする。

3 廃止により使用しなくなった旧公印は、廃止の日から起算して五年間保存しなければならない。教育総務課長は、この期間が経過した後において、焼却その他の方法により旧公印を廃棄しなければならない。

(事故の届け出)

第6条 公印の管理者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、ただちにその旨を教育長に届け出なければならない。

(公印の使用)

第7条 公印は、管理者に決裁済の起案文書等を提示し、その承認を受けなければ使用してはならない。

(印影の印刷)

第8条 公印の押印を要する文書で特に必要があるものについては、印影印刷（電子印影）承認申請書（様式第2号）により教育総務課長の承認を受け公印の印影又はその縮小したものを当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

（電子計算機による公印）

第9条 電子計算機を利用して証明等を行う場合において、特に必要があると認めるときは、印刷印影（電子印影）承認申請書（様式第2号）により教育総務課長の決裁を得て、電子計算機に記録した公印の印影又は当該印影を縮小若しくは拡大したものを文書に打ち出して公印の押印に代えることができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

番号	公印の名称	書体	寸法 (mm)	材質	管理者	個数
1	教育委員会印	てん書体	方30	柘	教育次長	1
2	教育長印	てん書体	方21	柘	教育次長	1
3	教育次長	てん書体	方18	柘	教育次長	1
4	教育長職務代理人印	てん書体	方18	柘	教育次長	1
5	学校印	てん書体	方30	柘	各小・中・義務教育学校 長	各1
6	学校長印	てん書体	方21	柘	各小・中・義務教育学校 長	各1

別表第2 (第3条関係)

1

秋	秋	秋
田	田	田
市	市	市
教	教	教
育	育	育
委	委	委
員	員	員
会	会	会
印	印	印

2

秋	秋	秋
田	田	田
市	市	市
教	教	教
育	育	育
委	委	委
員	員	員
会	会	会
教	教	教
育	育	育
長	長	長
印	印	印

3

秋	秋	秋
田	田	田
市	市	市
教	教	教
育	育	育
委	委	委
員	員	員
会	会	会
教	教	教
育	育	育
次	次	次
長	長	長
印	印	印

4

北	北	北
秋	秋	秋
市	市	市
教	教	教
育	育	育
委	委	委
員	員	員
会	会	会
教	教	教
育	育	育
長	長	長
職	職	職
務	務	務
代	代	代
理	理	理
者	者	者
印	印	印

5

秋	秋	秋
田	田	田
市	市	市
立	立	立
〇	〇	〇
〇	〇	〇
学	学	学
校	校	校
之	之	之
印	印	印

6

秋	秋	秋
田	田	田
市	市	市
立	立	立
〇	〇	〇
〇	〇	〇
学	学	学
校	校	校
長	長	長
印	印	印

公印台帳

番号	名称	印影	管理者	使用開始年月日	廃止年月日	廃止の理由	備考

印影印刷（電子印影）承認申請書

年 月 日

教育総務課長 様

申請者 職氏名

次のとおり印影印刷（電子印影）をしたいので、北秋田市教育委員会公印取扱規則
第8条の規定により申請します。

公 印 の 種 類	
印影印刷（電子印影）し ようとする理由	
印影印刷（電子印影）し ようとする事案の様式	
印 刷 枚 数	
印刷したものの発行対象 者又は交付対象者名	

上記の申請を承認してよろしいでしょうか。

年 月 日

教育総務 課長	教育総務 係長	係員	担当

議案第 5 号

北秋田市教育委員会情報セキュリティ基本方針の策定及び公表について

このことについて、別紙のとおり策定及び公表する。

令和 8 年 3 月 26 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

提案理由

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により、教育委員会の決定を得る必要があるため、提案するものである。

北秋田市教育委員会
情報セキュリティ基本方針

令和8年4月
北秋田市教育委員会

改正等年月日	概要
令和8年4月1日	北秋田市教育委員会情報セキュリティ基本方針策定

(目的)

第1条 本基本方針は、北秋田市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 情報資産

北秋田市が策定する情報セキュリティポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれてない情報資産をいい、ここでは教育委員会が保管する情報のことをいう。

(6) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥をいう。

(7) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

(11)教育系（内部系）

地方公共団体が設置する学校の管理運営に係る事務を担う執行機関もしくは学校が所掌するネットワーク、情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(12)教育系（オンライン接続系）

外部ネットワークに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（対象とする脅威）

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

（適用範囲）

第4条 本基本方針が適用される範囲は、教育委員会が保有する情報資産並びに情報資産を取り扱う職員、会計年度任用職員等（以下「職員等」という）とする。

2 本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

（職員等の遵守義務）

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

教育委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

教育委員会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

なお、教育系（内部系）においては、地方公共団体の他の行政事務とは異なる特徴を有することから、文部科学省にて策定されている「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を基に情報システム全体の強靱性の向上を図る。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託及び外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(8) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。また、必要に応じて適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 前6条、7条及び8条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより教育委員会の情報資産の保護対策に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより教育委員会の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

議案第 6 号

北秋田市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

北秋田市奨学資金貸付条例施行規則（平成 26 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 26 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

提案理由

海外の大学にも対応できるようにするため、添付書類や提出期限を見直し、所要の規定の整備を行うものである。

令和 8 年

教育委員会規則第 号

北秋田市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北秋田市奨学資金貸付条例施行規則（平成26年北秋田市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、海外の大学に進学する者（以下「海外留学生」という。）が奨学金を借り入れようとする場合は、次項第5号の書類は条例第4条第1項の決定後、同年12月末日までに提出するものとする。

第3条に次の1項を加える。

3 海外留学生による前々項の奨学金借入申請書には、前項に加えて次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合格したことが分かる書類の写しと日本語訳
- (2) 留学に係る経費が分かるもの（1年間の授業料、1年間の生活費見込（家賃、光熱水費、食費等））ただし、渡航費は含まない。
- (3) 前項第2号に規定する住民票の除票
- (4) 前項第5号に規定する在学証明書の日本語訳
- (5) 履修証明書の写しと日本語訳
- (6) 留学計画書（様式第17号）
- (7) 在学期間が分かる正規の最短修業期間が分かる書類と日本語訳

第13条に次のただし書を加える。

ただし、海外留学生は、第3条第3項第4項に規定する日本語訳とともに、毎年12月末日までに提出するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(借入申請)</p> <p>第3条 条例第3条の規定により奨学金を借り入れようとする者は、連帯保証人2人と連署した奨学金借入申請書(様式第1号)を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。<u>ただし、海外の大学に進学する者(以下「海外留学生」という。)</u>が奨学金を借り入れようとする場合は、<u>次項第5号の書類は条例第4条第1項の決定後、同年12月末日までに提出するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>海外留学生による前々項の奨学金借入申請書には、前項に加えて次に掲げる書類も添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 合格したことが分かる書類の写しと日本語訳</u></p> <p><u>(2) 留学に係る経費が分かるもの(1年間の授業料、1年間の生活費見込(家賃、光熱水費、食費等)ただし、渡航費は含まない。</u></p> <p><u>(3) 前項第2号に規定する住民票の除票</u></p> <p><u>(4) 前項第5号に規定する在学証明書の日本語訳</u></p> <p><u>(5) 履修証明書の写しと日本語訳</u></p> <p><u>(6) 留学計画書(様式第17号)</u></p> <p><u>(7) 在学期間が分かる正規の最短修業期間が分かる書類と日本語訳</u></p> <p>(報告)</p> <p>第13条 奨学生は、毎年4月に在学証明書を市長に提出しなければならない。<u>ただし、海外留学生は、第3条第3項第4項に規定する日本語訳とともに、毎年12月末日までに提出するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(借入申請)</p> <p>第3条 条例第3条の規定により奨学金を借り入れようとする者は、連帯保証人2人と連署した奨学金借入申請書(様式第1号)を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p> <p>3 _____</p> <p>_____</p> <p>(報告)</p> <p>第13条 奨学生は、毎年4月に在学証明書を市長に提出しなければならない。 _____</p> <p>_____</p>

○北秋田市奨学資金貸付条例施行規則

平成26年2月28日

教育委員会規則第6号

北秋田市奨学資金貸付条例施行規則（平成17年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北秋田市奨学資金貸付条例（平成17年北秋田市条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 貸付けされる資金
- (2) 奨学生 資金の貸付けを受ける者

（借入申請）

第3条 条例第3条の規定により奨学金を借り入れようとする者は、連帯保証人2人と連署した奨学金借入申請書（様式第1号）を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、海外の大学に進学する者（以下「海外留学生」という。）が奨学金を借り入れようとする場合は、次項第5号の書類は条例第4条第1項の決定後、同年12月末日までに提出するものとする。

2 前項の奨学金借入申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍抄本
- (2) 住民票
- (3) 身上調書（様式第2号）
- (4) 奨学生推薦書（様式第3号）及び調査書又は成績証明書
- (5) 在学証明書
- (6) 世帯全員の所得証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 海外留学生による前々項の奨学金借入申請書には、前項に加えて次に掲げる書類も添付しなければならない。

- (1) 合格したことが分かる書類の写しと日本語訳

(2) 留学に係る経費が分かるもの（1年間の授業料、1年間の生活費見込（家賃、光熱水費、食費等））ただし、渡航費は含まない。

(3) 前項第2号に規定する住民票の除票

(4) 前項第5号に規定する在学証明書の日本語訳

(5) 履修証明書の写しと日本語訳

(6) 留学計画書（様式第17号）

(7) 在学が発行する正規の最短修業期間が分かる書類と日本語訳

（貸付けの決定及び貸付手続）

第4条 条例第4条の規定により奨学生を決定したときは、本人に奨学金貸付決定通知書（様式第4号）により、貸し付けないことを決定したときは奨学金借入申請却下通知書（様式第5号）により通知をするものとする。

2 前項の規定により通知を受けたときは、誓約書（様式第6号）及び奨学金振込依頼書（様式第7号）を指定された日までに、市長に提出しなければならない。

3 前条第1項及び前項に規定する連帯保証人は、そのうちの1人は、保護者又はこれに代わる者とし、他の1人は、独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

（奨学金の交付）

第5条 奨学金は、毎月分を10日までに奨学生に交付する。

（奨学金の取消及び停止通知）

第6条 条例第6条に規定する奨学金の取消及び停止の措置を行うときは、奨学金貸付取消（停止）決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（貸付けの復活）

第7条 条例第6条第2項の規定により、奨学金の貸付けを停止された者が、その理由がやんで在学学校長の証明書を添付して、奨学金復活申請書（様式第9号）により願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし、停止されたときから2年を経過したときは、この限りでない。

（借用証書）

第8条 条例第7条第2項の規定により、奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸付けを受けた奨学金について、連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書（様式第10号）及び奨学金返還明細書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 奨学金貸付期間が満了したとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 奨学金の貸付けを取消されたとき。
- (5) 奨学金を辞退したとき。

(返還方法)

第9条 奨学金の返還は、いつでも繰り上げて返還することができる。

- 2 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡した場合又は市長が特に必要と認められるときは、奨学資金貸付審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて前項の規定と異なる返還方法を指示することができる。

(奨学金の返還)

第10条 条例第7条第3項に規定するいずれかに該当する事由があるときは、奨学生又は奨学生であった者及びその連帯保証人に対し、期限の利益を喪失させ、一括返済させる旨の通知をしなければならない。

- 2 条例第7条第3項に規定する返還金の支払を継続して怠ったときとは、月賦払は6箇月以上怠った場合とする。

(返還の猶予)

第11条 条例第8条の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、その理由を証明できる書類を添付して、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予申請書（様式第12号）を提出しなければならない。

- 2 返還猶予の期間は、1年以内とする。ただし、特に必要があると認められるときは、更に1年に限り延長することができる。
- 3 第1項の奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、審査会の意見を聴いて市長において決定し、その結果を奨学金返還猶予承認（不承認）通知書（様式第13号）により本人及び連帯保証人に通知するものとする。

(異動の届出)

第12条 条例第9条の規定による異動の届出は異動届（様式第14号）により行い、連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更届（様式第15号）により行わなければならない。

2 連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、戸籍抄本を添えて直ちに死亡届（様式第16号）を提出しなければならない。この場合において第8条の規定に準じて奨学金借用証書を併せて提出しなければならない。

（報告）

第13条 奨学生は、毎年4月に在学証明書を市長に提出しなければならない。ただし、海外留学生は、第3条第3項第4項に規定する日本語訳とともに、毎年12月末日までに提出するものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の北秋田市奨学資金貸付条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年1月29日教委規則第1号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日教委規則第6号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日教委規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

北秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

北秋田市学校運営協議会規則（平成 30 年教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 26 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

令和 8 年

教育委員会規則第 号

北秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

北秋田市学校運営協議会規則（平成 30 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のとおり改正する。

第 4 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(資料) 北秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(学校運営等に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u> <u>(昭和46年法律第77号) 第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措</u> <u>置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(7) (略)</u></p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>附 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(学校運営等に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <hr/> <p><u>(3)～(6) (略)</u></p> <p>第5条～第21条 (略)</p>

北秋田市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して北秋田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

(学校運営等に関する基本的な方針の承認)

第4条 前条第1項の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営計画に関すること

(2) 教育課程の編成に関すること

(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

(4) 組織編成に関すること

(5) 学校予算の編成及び執行に関すること

(6) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること

(7) その他、校長が必要と認める事項に関すること

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定校の将来にわたっての学校運営について、教育委員会に対して、意見を述べるることができる。

3 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めなければならない。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、当該指定学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員

会が任命する。

- (1) 指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 指定学校の所在する地域の住民
- (3) 指定学校の校長
- (4) 指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。
(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること
 - (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと
- (任期)

第10条 委員の任期は、任命の日から当該年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第2項の規程により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項及び第2項の規程にかかわらず、指定学校の指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議事をつかさどる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、指定学校の校長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があると認めるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 協議会は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第14条 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 指定学校の職員に関する事項について審議する場合

(2) 協議会が、特に非公開とすることが必要であると認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第17条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場

合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合
- (3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条に反した場合
- (3) その他、解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(事務局)

第20条 協議会の事務局は、指定学校内に置く。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

第 3 次北秋田市学校教育ビジョンの策定について

第 3 次北秋田市学校教育ビジョンを別紙のとおり策定するものとする。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

提案理由

第 3 次北秋田市学校教育ビジョンを策定するため、北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 2 条の規定により、教育委員会の決定を得る必要があるため、提案するものとする。

第3次北秋田市学校教育ビジョン（案）

令和8年4月

北秋田市教育委員会

はじめに

私たちの社会は今、人工知能AIやビッグデータの活用により、現実空間とサイバー空間が高度に融合した「Society 5.0」時代へと大きな転換を遂げています。国の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年）では、この新しい社会を、誰もが安全・安心に暮らし、一人一人が「多様な幸せ（ウェルビーイング）」を実現できる「人間中心の社会」と定義しています。こうした社会において人としての強みを生かしていく上では、一人一人が当事者意識をもち、他者と協働しながら新たな価値を創造するという、これまでの工業化社会とは異なる「思考・発想」が求められています。

さて、国は「第4期教育振興基本計画」（令和5年～令和9年）において、持続可能な社会の創り手の育成と、日本社会に根差したWell-being（ウェルビーイング）の向上を計画のコンセプトし、2040年以降の社会を見据えた教育の方向性を示しています。また、秋田県教育委員会では「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」（令和7年～令和11年）を策定し、「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を目指す教育の姿とし、これまでの成果と課題を踏まえた各種の具体的な施策等に取り組んでいます。

北秋田市では、第3次北秋田市総合計画前期基本計画（令和8年～令和12年）において、「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち北秋田～だれもが関わり、未来を築く～」を目指すまちの将来像としています。それを実現するためには、地域の未来を担う子どもたちが、自らのふるさとに愛着をもち、豊かな心を育ていけるよう、学校教育と社会教育の連携強化と地域ぐるみの教育環境の整備を進めることが必要です。

これまで北秋田市教育委員会では、令和3年度から「第2次北秋田市学校教育ビジョン」に基づき、GIGAスクール構想の推進やコミュニティ・スクールの導入など、教育活動を支える基盤整備を着実に進め、子どもたちが安心して学び、自分のよさを実感しながら成長できる環境づくりに努めてまいりました。

一方で、不登校児童生徒への支援や多様な教育的ニーズへの対応、教職員の業務負担の適正化など、学校現場が抱える課題は複雑化しています。こうした課題に対して、これまでの取組を継続しつつも、子ども一人一人の状況や思いに寄り添いながら、教育の在り方を見つめ直し、改善を重ねていくことが求められています。こうした時代的背景と教育を取り巻く状況を踏まえ、本市教育委員会では、時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、「第3次北秋田市学校教育ビジョン」（令和8年4月策定）に掲げた各施策の方針等に基づき、教育活動の主体となる学校・家庭・地域・行政の連携を図りながら教育行政を推進していきます。

令和8年4月

北秋田市教育委員会

第3次北秋田市学校教育ビジョンの策定について

1 策定の趣旨

文部科学省の中央教育審議会教育課程企画特別部会が公表（令和7年9月）した次期学習指導要領の「論点整理」では、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、以下の三つの方向性を提示しています。

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実装（Excellence）
- ・多様性の包摂（Equity）
- ・実現可能性の確保（Feasibility）:

さらに「みんな」とは、学校教育の未来を切り拓く中心的存在である学校の教職員はもとより、学びの当事者である子ども、人口減少の中で学校を支える主体でもある、保護者や地域住民、地方公共団体の職員、民間の担い手も含まれます。これは「社会に開かれた教育課程」の理念とも深く関わるものです。

これらを踏まえ、本市の「第3次北秋田市総合基本計画前期基本計画」（令和8年度～12年度）の＜教育・文化・スポーツ分野の基本目標＞である「だれもがふるさとを愛し誇りを持ち続けられるまち」の推進を図り、本市学校教育が更に充実・発展するための今後の方針と必要な施策等を明らかにするものとして「第3次北秋田市学校教育ビジョン」を策定しました。

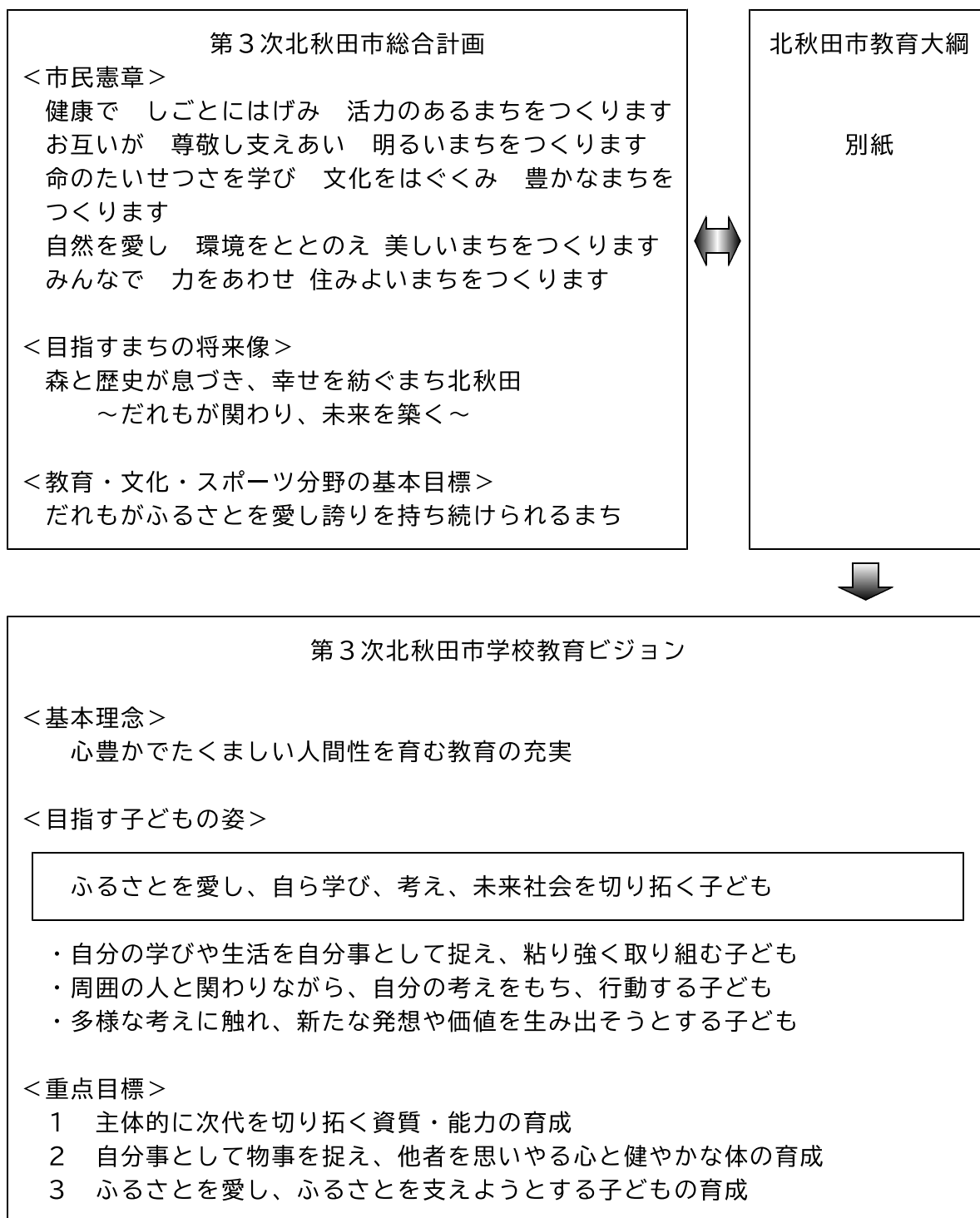
2 計画の位置付け

- ・この学校教育ビジョンは、本市学校教育の基本的目標や具体的な施策の方向など、今後の本市学校教育が目指すべき方向を明らかにするものです。
- ・この学校教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する本市の教育振興基本計画であるとともに、市政運営の指針「第3次北秋田市総合計画前期基本計画」を上位計画として、その学校教育分野の目標を達成するための学校教育行政計画として位置付けます。
- ・この学校教育ビジョンは、国や秋田県の諸教育計画等との整合性を図り、学校教育施策を総合的・体系的に推進し、本市学校教育の理念の実現を目指すためのものです。

3 目標の期間

この学校教育ビジョンは、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第3次北秋田市学校教育ビジョン全体図



【重点目標 1】

主体的に次代を切り拓く資質・能力の育成

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- ②各教科等の見方・考え方を働かせ、深く考える学びの充実
- ③対話を通して考えを深め、学びを自覚し、次の学びにつなげる取組の充実

(2) 全ての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現

- ①ICTを活用した学びの質の向上
- ②幼保小連携と小中連携の推進
- ③一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

(3) 教師の資質能力の向上と教育活動の質の向上

- ①秋田県教職キャリア指標及び秋田県教職員研修体系に基づく研修の充実
- ②校内研修の充実と専門性の向上
- ③組織として学び合い、支え合う学校づくり

【重点目標 2】

自分事として物事を捉え、他者を思いやる心と健やかな体の育成

(1) 自分事として物事を捉え、他者を思いやる心をはぐくむ教育の充実

- ①全教育活動を通じて行う道徳教育の充実
- ②他者理解と共感を深める学習活動の推進
- ③心を育てる体験活動の充実

(2) 自己肯定感・自己有用感の醸成

- ①心理的安全性と自己決定の場の充実
- ②役割や貢献を実感できる活動の推進
- ③望ましい人間関係形成能力の育成

(3) 健やかな心身と安心の確保

- ①基本的な生活習慣の確立や食育の充実
- ②困難を抱える子どもへの早期支援と関係機関との連携
- ③安全安心な学校環境づくりの推進

【重点目標3】

ふるさとを愛し、ふるさとを支えようとする子どもの育成

- (1) ふるさとへの誇りと愛着を育む教育の充実
 - ①地域と協働した探究的な学びの推進
 - ②ふるさとへの感謝と貢献意識を育む取組
 - ③学校運営協議会を機能させた教育活動の推進

- (2) 地域に根ざしたキャリア教育の充実
 - ①自己理解を深めるキャリア教育の推進
 - ②社会や仕事への理解を深める体験の充実
 - ③学びと将来をつなぐ系統的な指導の充実

- (3) 地域に開かれた、地域の活性化に貢献する学校づくり
 - ①地域行事・地域の活性化への参画・貢献
 - ②家庭・地域と連携した教育活動の充実
 - ③地域とともに活力ある地域づくりにつながる学びの推進

議案第 9 号

北秋田市立小・中学校及び義務教育学校における 教職員の多忙化防止計画の策定について

北秋田市立小・中学校及び義務教育学校における教職員の多忙化防止計画の策定について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 26 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなり、これを踏まえた、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 333 号）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び地方校務員特例法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年度文部科学省省令第 24 号）の公布に伴い、服務監督教育委員会が学校における働き方改革を推進するための計画を策定することとなったことから、「北秋田市立小・中学校及び義務教育学校における教職員の多忙化防止計画」の策定について諮るものである。

北秋田市立小・中学校及び義務教育学校
における教職員の多忙化防止計画（案）

令和8年4月
北秋田市教育委員会

1 多忙化防止計画策定の趣旨

- (1) 学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、北秋田市においても教職員の長時間労働が常態化しており、働き方改革が喫緊の課題となっています。
- (2) 北秋田市では、近年、若年教員層が増加傾向してきており、経験年数が少ない教員には長時間勤務の傾向があります。また、中学校においては、部活動の負担も大きく、長時間勤務の一因となっています。教員が心身ともに健康で働き続けられる体制づくりを早急に進める必要があります。
- (3) 秋田県教育委員会は、令和3年2月に「2021 教職員が実感できる多忙化防止対策」を策定しました。その中で、県教育委員会、市町村教育委員会、学校それぞれが、主体的に多忙化防止に向けて取り組むことを求めています。
- (4) 本計画では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号。以下「給特法一部改正法」という。令和8年4月1日施行）、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和7年政令第333号。以下「給特法改正法整備政令」という。）及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び「教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令」（令和7年文部科学省令第24号。以下「給特法施行規則等一部改正省令」という。）で定める目標を達成するため、より実効性のある取組を目指します。

2 北秋田市における教職員の多忙状況の実情

令和7年度（4月～2月）における北秋田市公立小・中学校及び義務教育学校教員の時間外在校時間は次のとおりとなっています。本計画のデータは、事務職員・栄養職員等を除く教職員のものです。

【参考 令和7（2025）年度までの目標値】

- ①時間外在校等時間（休日労働を含む）を、月45時間以内とする。
- ②時間外在校等時間（休日労働を含む）を、年360時間以内とする。
- ③市教育委員会として最終退勤時刻の定めは設けていない。
（各校において独自に設けている）

【月別の一人あたり時間外在校時間の平均】

（単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
小学校	47.9	44.2	42.6	33.5	10.6	39.0	43.0	33.9	31.6	19.5	31.0
中学校	60.5	57.8	50.8	48.9	16.4	58.1	53.5	42.5	42.7	27.3	37.2
全体	52.9	49.6	45.9	39.6	13.2	46.8	47.2	37.4	36.2	22.7	33.5

※小学校には、義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

- 小学校及び義務教育学校前期課程の4～2月の月平均 月あたり：34.4時間／月／1人
- 中学校及び義務教育学校後期課程の4～2月の月平均 月あたり：45.2時間／月／1人
- 全体：38.8時間／月／1人

【月別の一人あたり時間外在校時間が80時間を超えた教員数】 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
小学校	6	3	5	0	0	1	2	1	0	0	0
中学校	10	7	4	5	0	8	7	2	2	0	1
全体	16	10	9	5	0	9	9	3	2	0	1

○月あたり80時間を超えた月がある小学校の実人数 8人/92人中 (8.7%)

○月あたり80時間を超えた月がある中学校の実人数 15人/63人中 (23.8%)

【4月～2月の一人あたり時間外在校時間の平均】

○小学校及び義務教育学校前期課程：370時間/11ヶ月

○中学校及び義務教育学校後期課程：482時間/11ヶ月

○全体：416時間/11ヶ月

【4～2月で時間外在校時間が360時間以上の教員】

○小学校及び義務教育学校前期課程：49人/92人中 (53.3%)

○中学校及び義務教育学校後期課程：46人/63人中 (73.0%)

○全体：95人/155人中 (61.3%)

※「年間360時間以内」は「2021 教職員が実感できる多忙化防止対策」(秋田県教育委員会)の全校種共通目標値(年間)

3 多忙化防止に係る目標

(1) 目指すべき姿

- 子どもたちと向き合う時間の確保と充実した教育活動の推進
- 教職員の負担軽減とワーク・ライフ・バランスの充実

(2) 北秋田市の目標

- ① 令和8(2026)年度から、時間外在校等時間(休日労働を含む)を、単月で80時間未満とする。

※「2021 教職員が実感できる多忙化防止対策」(秋田県教育委員会)では「月当たりの時間外在校等時間数が80時間を超える教職員の割合を令和5年度までに0(ゼロ)にする。」と設定されているが、北秋田市では未達成。

- ② 令和11(2029)年度から、時間外在校等時間(休日労働を含む)を、月平均30時間以内とする。

【年度ごとの時間外在校等時間の月平均目標】

令和 8(2026)年度 45時間以内

令和 9(2027)年度 40時間以内

令和10(2028)年度 35時間以内

※いずれの年度も繁忙期においては単月80時間以内

- ③ 令和11(2029)年度から、校長が認めた特別な事情がない限り、最終退勤時刻を小学校は18時、中学校は19時とする。

※月平均は、年度内の6か月連続した不特定の期間の月平均とする。

4 目標に係る進行管理

- (1) 校長は、目標の達成状況を確認するために、校務支援システム在校時間記録を職員に記録させる。部活動等で出勤した週休日等も記録させる。その際、形式的に時間外在校等時間の上限の範囲にすることや、計画に定める目標を達成することが目的化し、実際の時間外在校時間より短い時間を記録することがあってはならない。また、計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならない。
- (2) 校長は、部活動の活動基準に準拠した活動とするために、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を職員に提出させ承認する。
- (3) 目標①（単月の時間外勤務上限）を3か月連続して達成できなかった職員に対して、校長は面談を通して改善のための指導・助言を行う。また、面談結果とその後の対応策について市教育委員会へ報告する。
- (4) 市教育委員会は、各学校の毎月の在校時間記録を集計するとともに、職員個々の在校時間を把握し、在校時間管理を行う。
- (5) 市教育委員会は、(4)の結果を基に、必要に応じて校長と面談を行い、業務改善のための指導・助言を行う。
- (6) 市教育委員会は、(4)を基に本目標の達成状況等を検証し、必要に応じて北秋田市校長会との意見交換会を開催して、本目標の改定を行う。

5 具体的な取組

- (1) 勤務時間管理の徹底と適正な在校時間の設定
 - ・校務支援システムにより勤務時間を管理する。（実施中）
 - ・令和8（2026）年度から、最終退勤時刻を、小学校にあつては19時、中学校にあつては20時とし、令和11（2029）年度からは、小学校にあつては18時、中学校にあつては19時とする。
 - ・最終退勤時刻以降の在校は、児童生徒及び教職員に関わる緊急対応等、校長が特に認めた場合を除き行わない。
- (2) 学校における業務改善
 - ・各学校において業務の改善を進める。

（業務改善の例）

- ・ 会議のペーパーレス化や時間設定等による効率化
- ・ 日課表の見直しによる放課後の業務時間の確保
- ・ 行事の効率化による計画時数の短縮
- ・ 年度初めや長期休業期間後の日課工夫による児童生徒及び教員の負担軽減
- ・ ICTの活用による保護者との連絡業務の負担軽減（保護者の利便性向上） など

(3) 夏季休業中の学校閉庁日の設定

- ・夏季休業中、8月13日の前後の期間に、連続した夏季休暇を取得できるよう、市教育委員会が学校閉庁日を定める。

(4) ノー残業デーの設定

- ・長期休業期間を除く勤務日に「勤務終了時刻以降の時間外勤務をしない日」（呼称は各学校で定める。以下「ノー残業デー」と表記する。）を各月に1回以上設定する。ノー残業デーには、定時退勤時刻の勤務時間後30分以内に退勤する。
（ノー残業デーの設定は、1学期に4日間以上、2学期に5日間以上、3学期に3日間以上とし、行事予定表に明記する。）
- ・長期休業期間を除く勤務日にノー残業デーを年15回以上設定する。

(5) 中学校部活動の活動基準の設定並びに部活動指導員配置に向けた環境整備

- ・活動時間 平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
（指導教員等の準備・片付け等の時間を含まず）
- ・週2日以上活動休業日を設ける。（土・日で1日以上、平日で1日以上とする。）
（大会等やむを得ず土・日の両日に活動した場合でも週2日以上活動休業日は必ず確保する。）
- ・夏季休業中に1週間以上の連続した休業期間を設ける。
（夏季休業中の「学校閉庁期間」は部活動を休止する。）
（日本中学校体育連盟主催の全国大会に出場する場合は例外とする。）
- ・市教育委員会は、関係競技団体等と連携し、「北秋田市中学校部活動地域展開推進計画Ver.2」に基づいて中学校部活動の地域展開を推進する。
※令和11（2029）年度（2028年度新人戦）から、9割の部活動が地域で展開する。
- ・中学校では、地域展開に合わせ、市教育委員会と協議しながら段階的に部活動の募集を停止する。
- ・令和11（2029）年度までの期間及び地域展開が不可能な部活動においては、部活動指導員及び外部指導者を活用し、教員が関与しない「地域活動の日」を単月当たり最大8回設け、教員の負担軽減を図る。
- ・令和11（2029）年度までの期間において、部活動は、複数の職員をもって担当することを原則とし、教員の負担軽減を図る。
- ・学校の事情により複数の担当者を置くことができない場合であっても、通年の1人担当とならないよう配慮する。
- ・1人の担当者が指導する日数は、校長が認める特別の事情がある場合を除き、週5日以内とする。

(6) 事業・研修等の見直し

- ・市教育委員会は、市教育センター事業の効果的かつ効率的な実施に向け改善を図る。
（オンラインの活用、部会の合同実施 等）
- ・市教育委員会推進監による学校訪問は、県の訪問に同行する形とし、改めての訪問は行わない
（学校から要請がある場合を除く）。
- ・指導案等を求めない「授業相談」等を設け、教員の負担を軽減しながら研修ができるようにする。「授業相談」は、学校からの要請があった場合に実施する。

(7) ICTの活用による教材準備及び事務処理の効率化

- ・校務支援システムの活用により、業務の電子化を引き続き推進する。
- ・校務支援システム書庫やシェアポイントに各種指導資料を蓄積し、教員が教育資料にアクセスしやすい環境を整える。
- ・デジタル連絡ツールの活用により、連絡等の業務の負担軽減を図る。

(8) 学校共同実施の機能強化

- ・学校事務共同実施推進協議会を通じて、学校事務共同実施の効果的な推進と機能強化を図り、事務職員の学校運営への参画を一層推進する。

(9) 教員以外の人的配置の強化

- ・特別な支援を要する児童生徒の増加に伴う支援員（学校生活サポート員）の配置を継続する。
- ・県の「学校支援スタッフ配置事業」を受け、学校サポーター及び学びを支える支援スタッフの配置を継続するとともに、その増員を要望していく。

(10) メンタルヘルス対策の実施

- ・市教育委員会は労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医と連携する。
- ・校長は職員の状況に留意し、心配な職員には休養や医療機関の受診を勧めるなど健康管理に努める。

(11) 地域・関係団体との連携

- ・文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」のうち、「学校以外が担うべき業務」について地域・関係団体等と連携して学校の業務改善を図る。
- ・各校においては、学校運営協議会との協働により、地域人材の活用を進めることにより、授業の質を高めるとともに、教職員の業務の負担軽減を図る。

6 関係機関との連携と市民の共通理解の醸成

学校の多忙化防止には、市民、地域、保護者からの理解と協力が必要不可欠であり、学校が置かれている多忙化の状況や多忙化防止の取組を、市教育委員会から各家庭へ周知する。また、各校においては学校運営協議会やPTA総会等の機会、学校便り等を活用して説明し、理解、協力を得られるよう努める。

議案第 10 号

北秋田市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

北秋田市招致外国青年の任用に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 4 号）の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 26 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

提案理由

語学指導等を行う外国青年の特別休暇の取扱いについて、一般財団法人自治体国際化協会が示す任用規則案の規定を基本としつつ、市の実情と整合を図るため、所要の規定の整備を行うものである。

令和 8 年

教育委員会規則第 号

北秋田市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則

北秋田市招致外国青年の任用に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のとおり改正する。

第 14 条第 1 項第 11 号を次のように改める。

(11) 配偶者、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。）（以下「家族」と総称する。）を養育する参加者が、その子の看護等（負傷し、疾病にかかった家族の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）をし、又は家族が疾病の予防を図るために予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際に介助をする場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 1 の年度において 6 日（家族が複数の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間

第 14 条第 1 項第 22 号を第 23 号とし、第 21 号を 1 号繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 項を加える。

(21) 6 月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日（交通機関の状況から、参加者が人間ドックを受けるためには人間ドックが行われる日又はその前日に宿泊することが必要であると認められる場合にあつては、1 日に宿泊のため必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内で必要と認められる時間

第 14 条第 2 項中「第 22 号」を「第 23 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(資料) 北秋田市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 (略)	目次 (略)
第1条～第13条 (略)	第1条～第13条 (略)
(特別休暇)	(特別休暇)
第14条 (略)	第14条 (略)
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
<p>(11) <u>配偶者、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)(以下「家族」と総称する。)</u>を養育する参加者が、その子の看護等(負傷し、疾病にかかった家族の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)をし、又は家族が疾病の予防を図るために予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際に介助をする場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において6日(家族が複数の場合にあつては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(12)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>6月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日(交通機関の状況から、参加者が人間ドックを受けるためには人間ドックが行われる日又はその前日に宿泊することが必要であると認められる場合にあつては、1日に宿泊のため必要と認められる日数を加えた日数)の範囲内で必要と認められる時間</u></p> <p>(22)～(23) (略)</p>	<p>(11) <u>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)</u>を養育する参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間(養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。)</p> <p>(12)～(20) (略)</p> <p>(21) _____</p> <p>(22) (略)</p>
2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第23号までの特別休暇は有給とし、同項第10号から第17号までの特別休暇は無給である。	2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第22号までの特別休暇は有給とし、同項第10号から第17号までの特別休暇は無給である。
第15条～第32条 (略)	第15条～第32条 (略)
<p>附 則</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

○北秋田市招致外国青年の任用に関する規則

令和2年3月30日教委規則第4号
改正
令和3年3月30日教委規則第4号
令和4年3月31日教委規則第2号
令和5年3月1日教委規則第2号
令和6年3月1日教委規則第8号
令和7年4月1日教委規則第1号
令和7年5月27日教委規則第5号
令和8年 月 日教委規則第 号

北秋田市招致外国青年の任用に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条）
- 第3章 任用期間及びその終了（第4条・第5条）
- 第4章 報酬その他の給付（第6条—第9条）
- 第5章 勤務時間、休日及び休暇（第10条—第14条）
- 第6章 服務（第15条—第25条）
- 第7章 懲戒等（第26条—第30条）
- 第8章 公務災害補償等（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、北秋田市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めるものとする。

2 前項の勤務条件に関する事項で、この規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語指導助手 参加者のうち、主として教育委員会又は小・中・義務教育学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者
- (2) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長
- (3) 校長 外国語指導助手が所属長の命令によって派遣されている学校の校長
- (4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- (6) 任用団体 外国語指導助手を任用する組織

第2章 職務

（外国語指導助手の職務）

第3条 外国語指導助手は、主として教育委員会、小・中・義務教育学校等において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 小・中・義務教育学校における外国語授業等の補助
- (2) 小学校及び義務教育学校における外国語活動等の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助
- (5) 特別活動や部活動等への協力
- (6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）
- (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (8) 地域における国際交流活動への協力

(9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

第4条 参加者の任用期間は、次の表に掲げる範囲で、教育委員会が定める期間とする。

区分	任用開始日	任用終了日
前半任期	来日日（語学指導等を行う外国青年招致事業により入国した日をいう。以下同じ。）の翌日	来日日の属する会計年度の末日
後半任期	来日日の属する会計年度の末日の翌日	来日日の翌日から1年を超えない範囲で教育委員会が定める日

2 前項の任用期間（前半任期及び後半任期を通算した期間をいう。以下同じ。）の満了後、市は、参加者として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度の任用を行うことができるものとする。

3 2年目以降の任用期間は、第1項の規定を準用する。この場合において、「来日日」とあるのは「直前の任用期間の終期」とする。

4 前項の規定にかかわらず、令和4年4月来日者の2年目の任用期間の終期は、令和6年7月31日とする。

5 第2項の規定にかかわらず、市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。ただし、令和4年4月来日者の通算の任用期間は、5年4ヶ月を限度とする。

(退職)

第5条 参加者は、任用期間において、誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに教育委員会に申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第6条 参加者の報酬は、次の表のとおりとする。

来日1年目の参加者	月額33万5,000円	(年額402万円)
来日2年目の参加者	月額34万5,000円	(年額414万円)
来日3年目の参加者	月額35万5,000円	(年額426万円)
来日4年目以降の参加者	月額36万円	(年額432万円)

2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第7条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を同条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第8条 参加者が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

- 2 市は、参加者が赴任し、及び帰国するための費用を弁償する。ただし、帰国するための費用は、次に掲げる条件の全てを満たす参加者に対して弁償するものとする。
 - (1) 後半任期を満了すること。
 - (2) 後半任期の満了日の翌日から1か月以内に、日本において市又は第三者との任用関係又は雇用関係に入らないこと。
 - (3) 後半任期の満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。
 - 3 前項の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により参加者が後半任期の満了前に帰国する場合で、特に所属長又は校長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。
- 第9条 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間)

第10条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

- 2 参加者の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後12時30分から午後1時15分までは休憩時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長又は校長は、参加者に対し、同項以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。
- 4 前項の勤務に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、所属長又は校長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合において、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 次に掲げる日は、休日とする。

- (1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、所属長又は校長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、同項の休日に勤務を命ずることができる。
- 3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

- 第12条 参加者は、任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は任用時に10日間を付与され、残りは任用開始日から6か月経過後に付与される。ただし、参加者から申出があり、真にやむを得ないと認められる場合には、市は残りの年次有給休暇をこの期日より以前に付与することができる。また、この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。なお、再度任用される者に関してはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、再度任用開始日と再度任用終了日が同じ会計年度に属する場合は、市が任用期間に付与される年次有給休暇の日数を別に定める。
 - 3 参加者が任用期間の満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたもの及び時間単位のものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。ただし、付与された日から起算して2年に満たない年次有給休暇の日数に関してはこの限りでなく、付与された日から起算して2年間を経過した日まで取得することができる。
 - 4 所属長又は校長は、参加者から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。
 - 5 参加者が1時間未満の年次有給休暇を取得する場合は、1時間として取り扱う。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、任用期間を通じ20日を超えることができない。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (6) 参加者が8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (8) 参加者が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (9) 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (10) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
- (11) 配偶者、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)(以下「家族」と総称する。)を養育する参加者が、その子の看護等(負傷し、疾病にかかった家族の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)をし、又は家族が疾病の予防を図るために予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際に介助をする場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において6日(家族が複数の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (12) 参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (13) 参加者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- (14) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他別に定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間
- (15) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内において必要と認められる期間
- (16) 引き続き在職した期間が1年以上である参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (17) 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (18) 妊産婦である参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
- (19) 妊娠中の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
- (20) 妊娠中の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
- (21) 6月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日（交通機関の状況から、参加者が人間ドックを受けるためには人間ドックが行われる日又はその前日に宿泊することが必要であると認められる場合にあつては、1日に宿泊のため必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内で必要と認められる時間
- (22) 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる参加者にあつては、一の年の6月から10月までの期間）内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲
- (23) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- 2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第23号までの特別休暇は有給とし、同項第10号から第17号までの特別休暇は無給とする。

第6章 服務

（職務命令に従う義務）

第15条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第16条 市は、参加者の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第17条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第18条 参加者は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第19条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治的行為の制限)

第20条 参加者は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第21条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第22条 参加者は、セクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント又はパワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第23条 参加者は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 参加者は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長又は校長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第24条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第25条 参加者は、自宅から任用団体が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長又は校長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第26条 地方公務員法第28条第1項及び北秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年北秋田市条例第21号。以下「分限条例」という。)に基づき、市は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 地方公務員法第28条第2項及び分限条例に基づき、市は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 第14条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除くほか、参加者が病気(第29条第1項の疾病を除く。)、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。第28条第2号の日数において同じ。)を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 前項第1号の規定により休職することとした期間と期間との間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

4 地方公務員法第28条第4項及び分限条例に基づき、参加者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなく

なるまでの者

- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
(懲戒処分)

第27条 地方公務員法第29条第1項及び北秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年北秋田市条例第22号）に基づき、市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の処分の意義は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1日以上6か月以下の期間、給料月額10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。
- (3) 停職 1日以上6か月以下の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第28条 第26条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

- (1) 第26条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。
- (2) 第26条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。
- (3) 第26条第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第29条 参加者が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は当該参加者を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手續)

第30条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第21号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第22号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長又は校長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第14条第1項第6号及び第7号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長又は校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長又は校長に提出しなければならない。この場合において、所属長又は校長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長又は校長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第26条第2項第2号による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長又は校長に届けなければならない。

(公務災害補償)

第31条 参加者は、公務上の災害(負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は非常勤職員の公務災害補償に関する条例の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第32条 市は、海外旅行傷害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和3年度における再度の任用に係る特例)

2 令和3年度において、第4条第3項の規定は、適用しない。

附 則(令和3年3月30日教委規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日教委規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月1日教委規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月1日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月3日教委規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月27日教委規則第5号)

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

附 則(令和8年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 11 号

北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について

北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱（平成 19 年教育委員会訓令第 5 号）の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 26 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

提案理由

児童生徒遠距離通学費補助金の交付対象者の拡大に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

令和 8 年

教育委員会訓令第 号

北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱（平成 19 年教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 通学距離が片道 4 キロメートル未満となる児童又は片道 6 キロメートル未満となる生徒のうち、校長が通学上の安全等を確保するため、路線バス及び鉄道を利用する必要があると認める児童又は生徒

第 3 条に次のただし書きを加える。

ただし、冬期間のみの利用については、12 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

別表を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

年 月 日

北秋田市長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金（変更）交付申請書

年度北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金（定期券）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

学 校 名 及 び 学 年	北秋田市立 学校 第 学年
児 童 ・ 生 徒 氏 名	
定 期 の 種 類 (○で囲んでください)	普通(登下校)・片道(登校時)・片道(下校時)
利用区間(停留所・駅名)	～
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

※4月1日前に申請する場合、「学年」は新学年を記入してください。

※利用期間は、その年度1年間は4月1日から翌年3月31日となります。冬期については、12月1日から翌年2月末日までの3か月間となります。

※この申請書は、1年ごとに提出していただく必要があります。

※年度途中で通学区間等が変更になる場合は、変更申請書として提出してください。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表

改 正 案	現 行																																													
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 通学距離が片道4キロメートル未満となる児童又は片道6キロメートル未満となる生徒のうち、校長が通学上の安全等を確保するため、路線バス及び鉄道を利用する必要があると認める児童又は生徒</u></p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第3条 補助対象となる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。<u>ただし、冬期間のみの利用については、12月1日から翌年2月末日までとする。</u></p> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p>別表 削除</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第3条 補助対象となる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象校</th> <th>交付の対象となる集落又は地域名等</th> <th>交通手段</th> <th colspan="2">乗車区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米内沢小学校</td> <td>長下</td> <td>路線バス</td> <td>川向</td> <td>長下</td> </tr> <tr> <td>米内沢小学校</td> <td>滝ノ沢</td> <td>路線バス</td> <td>川向</td> <td>滝ノ沢</td> </tr> <tr> <td>前田小学校</td> <td>下羽立</td> <td>路線バス</td> <td>前田学校前</td> <td>下羽立</td> </tr> <tr> <td>前田小学校</td> <td>細越</td> <td>路線バス</td> <td>前田学校前</td> <td>細越</td> </tr> <tr> <td>前田小学校</td> <td>巻淵</td> <td>路線バス</td> <td>前田学校前</td> <td>巻淵</td> </tr> <tr> <td>前田小学校</td> <td>堺田</td> <td>路線バス</td> <td>前田学校前</td> <td>堺田</td> </tr> <tr> <td>前田小学校</td> <td>根森田</td> <td>路線バス</td> <td>前田学校前</td> <td>根森田</td> </tr> <tr> <td>阿仁学園 (前期課程)</td> <td>岩ノ目</td> <td>内陸線</td> <td>比立内</td> <td>岩ノ目</td> </tr> </tbody> </table>	対象校	交付の対象となる集落又は地域名等	交通手段	乗車区間		米内沢小学校	長下	路線バス	川向	長下	米内沢小学校	滝ノ沢	路線バス	川向	滝ノ沢	前田小学校	下羽立	路線バス	前田学校前	下羽立	前田小学校	細越	路線バス	前田学校前	細越	前田小学校	巻淵	路線バス	前田学校前	巻淵	前田小学校	堺田	路線バス	前田学校前	堺田	前田小学校	根森田	路線バス	前田学校前	根森田	阿仁学園 (前期課程)	岩ノ目	内陸線	比立内	岩ノ目
対象校	交付の対象となる集落又は地域名等	交通手段	乗車区間																																											
米内沢小学校	長下	路線バス	川向	長下																																										
米内沢小学校	滝ノ沢	路線バス	川向	滝ノ沢																																										
前田小学校	下羽立	路線バス	前田学校前	下羽立																																										
前田小学校	細越	路線バス	前田学校前	細越																																										
前田小学校	巻淵	路線バス	前田学校前	巻淵																																										
前田小学校	堺田	路線バス	前田学校前	堺田																																										
前田小学校	根森田	路線バス	前田学校前	根森田																																										
阿仁学園 (前期課程)	岩ノ目	内陸線	比立内	岩ノ目																																										

改 正 案	現 行																		
<p>様式第1号（第5条、第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者（保護者） 住 所 氏 名</p> <p>北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金（変更）交付申請書</p> <p style="text-align: center;">年度北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金（定期券）の 交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">学 校 名 及 び 学 年</td> <td>北秋田市立 学校 第 学年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定 期 の 種 類 (○で囲んでください)</td> <td>普通(登下校)・片道(登校時)・片道(下校時)</td> </tr> <tr> <td>利用区間（停留所・駅名）</td> <td style="text-align: center;">～</td> </tr> <tr> <td>利 用 期 間</td> <td>年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> </table> <p>※4月1日前に申請する場合、「学年」は新学年を記入してください。 ※利用期間は、その年度1年間は4月1日から翌年3月31日となります。 冬期については、12月1日から翌年2月末日までの3か月間となります。 ※この申請書は、1年ごとに提出していただく必要があります。 ※年度途中で通学手段が変更になる場合は、変更申請書として提出してください。</p> <p>附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p>	学 校 名 及 び 学 年	北秋田市立 学校 第 学年	児 童 ・ 生 徒 氏 名		定 期 の 種 類 (○で囲んでください)	普通(登下校)・片道(登校時)・片道(下校時)	利用区間（停留所・駅名）	～	利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	<p>様式第1号（第5条、第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者（保護者） 住 所 氏 名 ㊦</p> <p>北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金（変更）交付申請書</p> <p style="text-align: center;">年度北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金（定期券） の交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">学 校 名 及 び 学 年</td> <td>北秋田市立 学校 第 学年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期券支給の場合利用区間 (停留所・駅名)</td> <td style="text-align: center;">～</td> </tr> <tr> <td>利 用 期 間</td> <td>年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> </table> <p>※4月1日前に申請する場合、「学年」は新学年を記入してください。 ※利用期間は、その年度1年間は4月1日から翌年3月31日となります。 ※この申請書は、1年ごとに提出していただく必要があります。</p>	学 校 名 及 び 学 年	北秋田市立 学校 第 学年	児 童 ・ 生 徒 氏 名		定期券支給の場合利用区間 (停留所・駅名)	～	利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
学 校 名 及 び 学 年	北秋田市立 学校 第 学年																		
児 童 ・ 生 徒 氏 名																			
定 期 の 種 類 (○で囲んでください)	普通(登下校)・片道(登校時)・片道(下校時)																		
利用区間（停留所・駅名）	～																		
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日																		
学 校 名 及 び 学 年	北秋田市立 学校 第 学年																		
児 童 ・ 生 徒 氏 名																			
定期券支給の場合利用区間 (停留所・駅名)	～																		
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日																		

○北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱

平成19年4月1日

北秋田市教育委員会訓令第5号

(目的)

第1条 この要綱は、北秋田市立学校に在籍する遠距離通学児童生徒の保護者に対し、遠距離通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって経済的負担の軽減を図り、適正な就学に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱（昭和53年文部大臣裁定）に基づく遠距離通学費補助金の交付の対象となる児童又は生徒
- (2) 通学距離が片道4キロメートル以上となる児童又は片道6キロメートル以上となる生徒
- (3) 通学距離が片道4キロメートル未満となる児童又は片道6キロメートル未満となる生徒のうち、校長が通学上の安全等を確保するため、路線バス及び鉄道を利用する必要があると認める児童又は生徒

(補助対象期間)

第3条 補助対象となる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、冬期間のみの利用については、12月1日から翌年2月末日までとする。

(補助内容)

第4条 補助内容は、路線バス及び鉄道を利用可能な通学区間においては、定期券を交付するものとする。ただし、北秋田市立学校遠距離通学児童生徒スクールバス及びスクールタクシー利用要綱に定める地区については、スクールバス若しくはスクールタクシーを利用する。

(補助金交付申請手続等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金交付申請書（様式第1号）を北秋田市教育委員会を經由して市長に提出しなければならない。また、市長はその申請を審査し、補助金の交付を行うものとする。

(通学区間等の変更)

第6条 補助金の交付を受けた者は、通学区間等に変更を生じた時は北秋田市立学校児童

生徒遠距離通学費補助金変更交付申請書（様式第1号）を北秋田市教育委員会を經由して市長に提出しなければならない。

（適用除外）

第7条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）並びに特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づき、通学に要する交通費の給付を受けている保護者については適用しない。

（実績報告書）

第8条 市長は、北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金交付申請書の提出をもって実績の報告があったものとみなし、補助金額の確定通知書を省略することができる。

（補足）

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日教委訓令第3号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月21日教委訓令第2号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日教委訓令第2号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日教委訓令第1号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委訓令第 号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金（変更）交付申請書

年度北秋田市立学校児童生徒遠距離通学費補助金（定期券）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

学 校 名 及 び 学 年	北秋田市立 学校 第 学年
児 童 ・ 生 徒 氏 名	
定 期 の 種 類 (○で囲んでください)	普通(登下校)・片道(登校時)・片道(下校時)
利用区間(停留所・駅名)	～
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

※4月1日前に申請する場合、「学年」は新学年を記入してください。

※利用期間は、その年度1年間は4月1日から翌年3月31日となります。冬期については、12月1日から翌年2月末日までの3か月間となります。

※この申請書は、1年ごとに提出していただく必要があります。

※年度途中で通学区間等が変更になる場合は、変更申請書として提出してください。

議案第12号

第5次北秋田市社会教育中期計画の策定について

第5次北秋田市社会教育中期計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和8年3月26日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

提案理由

社会教育法に基づく第5次北秋田市社会教育中期計画を策定するため、北秋田市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条1項の規定により、教育委員会の決定を得る必要があるため提案するものである。

社会教育中期計画とは

社会教育中期計画とは、中期的な展望（3～5年）に立って総合的・体系的に分析・提示し、今後の社会教育や生涯学習の課題達成に向けての方向性や施策、事業の概要を示すものです。第5次計画は、市の総合計画や教育委員会における関連計画との整合性を図り、同じ方向性を持って効果をあげることができるよう、計画期間を令和8年度～令和12年度までの5か年としています。

作成にあたっては、「地域づくり」・「学び」・「子ども」の3つの大きな分野領域ごとに分けて、「基本方針」・「重点目標」を作成しています。

また、市民と行政が協力してともに社会教育・生涯学習を推進することを願い、分かりやすい計画書とするため、前回に引き続き、リーフレット版として作成しています。

キーワード

生涯学習とは



人が一生を通じて、あらゆる機会、あらゆる場所において行われるすべての学習を意味します。学校教育や公民館における講座などの学習機会に限らず、自ら進んで行う学習やスポーツ、文化活動、ボランティア活動、体験活動、趣味、レクリエーション活動、企業内教育など、年代を問わない様々な学習活動も含まれます。

地域学校協働活動



幅広い地域住民の参画を得て、学校と地域住民・団体・保護者・企業などが目標を共有し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校がパートナーとして行う活動のことをいいます。

世代間交流



公民館などを拠点として、様々な団体が世代を超えた交流活動を行っています。人と人、人と地域、学校と地域、地域と地域など、子どもから高齢者まで、ふれあう機会が少ない者同士が活動を通して世代を超えてふれあうことで、相互理解を深めることや、地域のネットワークを広げ、地域づくりの発展につなげていくことを目的としています。

地域共生社会



年齢・性別・障がいの有無・国籍・家庭環境などにかかわらず、すべての人が地域の一員として尊重され、支え合いながら安心して暮らせる社会のことです。

- ・困ったときは誰かが気付き、つながり、支え合える
 - ・支援される側・する側に固定されず、できることを持ち寄る
 - ・行政だけでなく、住民・地域団体・学校・企業などが協働する
- そんな地域のなかで、互いにその人らしさを認め合いながら、だれでもどこでも学べる生涯学習を目指します。

生涯学習

学び合い活動と出会いの場

生涯学習やサークル活動、公民館講座について知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

公民館

サークル活動や公民館講座について知りたい



- 北秋田市民ふれあいプラザ(生涯学習課)
…… ☎62-1130
- 合川公民館 …… ☎78-2114
- 森吉公民館 …… ☎72-3259
- 前田公民館 …… ☎84-8770
- 阿仁公民館 …… ☎82-2220
- 大阿仁公民館 …… ☎84-2311

- 鷹巣地区公民館
- 七座公民館 …… ☎67-2529
- 坊沢公民館 …… ☎62-4729
- 綴子公民館 …… ☎62-1472
- 栄公民館 …… ☎62-0744
- 沢口公民館 …… ☎62-4829
- 七日市公民館 …… ☎66-2001

図書館

読書(本)や読み聞かせボランティアについて知りたい



- 鷹巣図書館 …… ☎62-1707
- 森吉図書館 …… ☎72-3192
- 合川図書室 …… ☎78-2114
- 阿仁図書室 …… ☎82-2220

第3次北秋田市総合計画

産業

だれもがやりがいある働きと活躍を創出できるまち

森と歴史が息づき、
幸せを紡ぐまち
北秋田

保健・医療・福祉

だれもが健やかな心身をはぐくめるまち

～だれもが関わり、未来を築く～

市民活動・市政運営

だれもが互いに尊重し合い
ともに協働できるまち

教育・文化・スポーツ

だれもがふるさとを愛し
誇りを持ち続けられるまち

生活環境基盤

だれもが安心して安全な
暮らしが営めるまち

北秋田市の 花・鳥・木 (平成18年4月1日制定)

花 あじさい

市内でも広く植栽され、だれからも親しまれている花。花の色の日々の変化に、今後の市の発展を重ね合わせています。



鳥 クマゲラ

広大なブナの原生林などに生息し、自然保護の象徴として希少価値の高い鳥。森吉山麓でも確認されています。



木 ふな

水源涵養などの役割を成し、自然の恵みを人々に与え、豊かな自然を象徴している樹木です。



第5次北秋田市社会教育中期計画

(令和8年度～令和12年度)

笑顔あふれるまち
学びでつながる明るい未来
きらり北秋田

令和8年3月
北秋田市教育委員会

基本理念

笑顔あふれるまち 学びでつながる明るい未来 きらり北秋田

市民一人ひとりが学びを通じてつながり、支え合いながら、笑顔と希望に満ちた地域の未来をともに創ります。
この理念のもと、学校・家庭・地域が協働し、子どもから大人までが輝く「きらり北秋田」を目指します。



世界一大きな絵
EXPO2025出展
作：認定こども園
しゃろーむ園児と
市内関係者
絵の大きさ
[5m×5m]

北秋田市は、豊かな自然と人の温かいつながりのなかではぐまれてきた地域です。しかしながら、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代において、地域の人々がともに学び合い、支え合いながら、未来を見据えて行動することが、これまで以上に求められています。

本計画では、「学び」を地域づくりの原動力と捉え、市民一人ひとりが主体的に学び、その学びが人と人、人と地域をつなぐ力となる社会を目指します。

学び合うことで生まれる「つながり」と「協働」の輪が広がり、そこから生まれる笑顔が、地域の希望と活力を育てていく。

そのような姿を「笑顔あふれるまち 学びでつながる明るい未来 きらり北秋田」という理念に込めました。

この理念のもと、北秋田市の社会教育は、学校・家庭・地域が協働し、すべての世代がともに学び、ウェルビーイングを高める地域社会を築きます。

そして、地域に誇りを持ち、未来を自らの手で創り出すことを目指します。

基本方針

地域づくり



協働による地域の文化・人材を生かしたまちをつくります

地域に根ざした文化や人の力を生かしながら、市民と行政、各団体が協働し、誇りと活力あるまちをともに築きます。また、世代を超えて学び・支え合い、北秋田の学びと協働の輪が次世代への道しるべとなって、地域の地盤がつくられていくことを見据えています。

学び



だれもが どこでも ともに 学び合いができる機会を充実させます

老若男女問わず、立場や背景問わず、だれであってもどこでも学ぶことができる環境をつくり、ともに学ぶことで生きがいづくりにつなげます。さらに学びの自立を目指し、一人ひとりが主体的に学び、自分たちで創り上げていく意識が広まることで、持続可能で豊かな社会を形成し、多様で参加しやすい学びの機会を充実させます。

子ども



地域と連携・協働し、子どもたちの 生きる力と未来を創る力をはぐくみます

子どもが安心して学び、挑戦できる環境づくりのため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、連携・協働していくことで、子どもが自ら考え行動する「生きる力」と、未来に向かって可能性を切り拓く「未来を創る力」を身につけられるよう、地域全体で支えていく体制づくりを進めます。

重点目標

地域づくり



- ・多世代がつながり、地域文化の特色を生かした活動を推進します
- ・協働により地域と主体的に関わり、だれもが活躍できる機会をつくります
- ・公民館事業を通し、地域人材の発掘と育成に努めます



学び



- ・市民の多様なニーズに応える学びの機会を充実させます
- ・自主的な学びの発掘と支援を進めます
- ・読書を推進し、幅広い学びを充実させます
- ・地域共生社会に対する意識を高め、生涯学習活動を支援します



子ども



- ・家庭教育や子育てについて気軽に学習できる機会を設けます
- ・楽しく遊び、楽しく学ぶ子どもの居場所づくりを地域とともに進めます
- ・地域全体で子どもたちの成長を支援し、子どもの声を生かす環境づくりを進めます
- ・ふるさと教育や体験活動を推進し、地域の一員として郷土を愛する心をはぐくみます



審議経過

期日	審議等の内容
令和7年5月23日（金）	第1回社会教育委員の会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付、委員長・副委員長選任 ・ 委員の役割、中期計画の目的・内容についての研修会 ・ 第4次計画の振り返りについて ・ 第5次計画の策定（進め方・方向性等）について
	北秋田市教育委員会（諮問）
令和7年8月28日（木）	第2回社会教育委員の会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定についての説明 ・ 基本理念・基本方針（案）について（各部会） →教育委員会が提示した基本理念・基本方針（案）について、協議。 ・ 重点目標の作成について（各部会） →前計画や他市町村の例を参考に重点目標案を作成。
令和7年11月14日（金）	第3回社会教育委員の会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定についての説明 ・ 基本理念の決定について ・ 各部会より基本方針・重点目標・各事業の説明 ・ リーフレットレイアウトについて
令和8年1月29日（木）	第4回社会教育委員の会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案前会議からの変更点の説明 →主に評価指標について、確認。 ・ リーフレット案の提示・確認
令和8年2月1日（日） ～3月2日（月） （30日間）	第5次社会教育中期計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施
令和8年3月5日（木）	北秋田市教育委員会（答申）

社会教育委員名簿

【任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日】

No.	氏名	所属等	備考
1	山田 直昭	学識経験者	委員長 学識経験者
2	熊谷 守	地域団体	副委員長 社会教育関係者
3	成田 美智子	北秋田市校長会（綴子小）	学校教育関係者
4	伊東 雅晴	老人クラブ連合会	社会教育関係者
5	吉田 幸子	家庭教育支援チーム	家庭教育の向上に資する活動を行う者
6	木村 加奈子	絵本セラピスト 元教員	社会教育関係者 家庭教育の向上に資する活動を行う者
7	長岐 準之介	市PTA連絡協議会（清鷹小）	社会教育関係者
8	河田 弘幸	学識経験者	学識経験者
9	松橋 久司	学識経験者	学識経験者
10	佐々木 徹	学識経験者	学識経験者
11	佐京 奈緒美	学識経験者、書道	学識経験者

策定に関わった方々

○ 社会教育アドバイザー

1	県教育庁北教育事務所	アドバイザー	辻 永 佳 樹
---	------------	--------	---------

○ 統括

1	生涯学習課	課長	山 本 明 美
---	-------	----	---------

※「◎印」は部会長

1. 地域づくり

1	社会教育委員	委員	◎ 河 田 弘 幸
2	社会教育委員	副委員長	熊 谷 守
3	社会教育委員	委員	佐々木 徹
4	社会教育委員	委員	伊 東 雅 晴
5	生涯学習課 生涯学習係	副主幹	小笠原 隆
6	生涯学習課 生涯学習係	副主幹	櫻 井 條 史
7	生涯学習課 合川公民館	主任	吉 田 将 偉
8	生涯学習課 森吉公民館	参事	細 田 昌 史

2. 学び

1	社会教育委員	委員長	◎ 山 田 直 昭
2	社会教育委員	委員	木 村 加奈子
3	社会教育委員	委員	松 橋 久 司
4	生涯学習課 生涯学習係	副主幹	長 崎 純 子
5	生涯学習課 生涯学習係	主任	佐 藤 奈々恵
6	生涯学習課 合川公民館	副主幹	木 村 千 春
7	生涯学習課 鷹巣図書館	主査	佐 藤 周 作

3. 子ども

1	社会教育委員	委員	◎ 吉 田 幸 子
2	社会教育委員	委員	成 田 美智子
3	社会教育委員	委員	長 岐 準之介
4	社会教育委員	委員	佐 京 奈緒美
5	生涯学習課 生涯学習係	主査	櫻 田 鮎 子
6	生涯学習課 阿仁公民館	参事	柴 田 勲
7	生涯学習課 鷹巣図書館	主事	納 谷 玲 子

議案第13号

北秋田市公民館長の任命について

北秋田市公民館条例（平成17年北秋田市条例第240号）第4条の規定により、次の者を北秋田市公民館長に任命するものとする。

	公民館名	住 所	氏 名	備考
1	北秋田市合川公民館	北秋田市川井字松石殿1番地351	<small>ふじしま ひろこ</small> 藤嶋 浩子 (昭和35年5月4日生 65歳)	再
2	北秋田市森吉公民館	北秋田市米内沢字上野102番地2	<small>たけいし ひろみ</small> 武石 弘美 (昭和36年12月3日生 64歳)	新
3	北秋田市阿仁公民館	北秋田市阿仁銀山字上新町16番地	<small>はせがわ たくろう</small> 長谷川 拓郎 (昭和53年11月22日生 47歳)	再
4	北秋田市七座公民館	北秋田市今泉字上野77番地2	<small>なりた よしのり</small> 成田 佳則 (昭和35年11月11日生 65歳)	再
5	北秋田市坊沢公民館	北秋田市坊沢字屋敷45番地	<small>さとう ちかこ</small> 佐藤 周子 (昭和33年9月3日生 67歳)	新
6	北秋田市綴子公民館	北秋田市綴子字大堤 6 番地 3	<small>みさわ たみお</small> 三澤 民男 (昭和27年1月3日 74歳)	再
7	北秋田市栄公民館	北秋田市栄字太田99番地5	<small>たぐち なおみ</small> 田口 尚美 (昭和33年9月7日 67歳)	再
8	北秋田市沢口公民館	北秋田市小森字館ノ内38番地	<small>かんなり としのぶ</small> 神成 寿寛 (昭和31年7月23日 69歳)	再
9	北秋田市七日市公民館	北秋田市七日市字田ノ沢158番地	<small>ながき たけひこ</small> 長岐 武彦 (昭和35年12月16日 65歳)	新
10	北秋田市前田公民館	北秋田市根森田字家ノ下52番地1	<small>さ とう よしひろ</small> 佐藤 慶博 (昭和37年9月7日生 63歳)	再
11	北秋田市大阿仁公民館	北秋田市阿仁中村字中村水上沢18番地	<small>ながさわ こう</small> 永沢 光 (平成6年6月12日生 31歳)	再

(任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日)

令和8年3月26日 提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

提案理由

北秋田市公民館長の任期が、令和8年3月31日をもって満了するため、任命について提案するものである。

議案第14号

北秋田市公民館主事の任命について

北秋田市公民館条例（平成17年北秋田市条例第240号）第4条の規定により、次の者を北秋田市公民館主事に任命するものとする。

公民館名	住 所	氏 名	生年月日	年齢	備考
七 座	北秋田市今泉字今泉24番地1	なり た はる まさ 成 田 春 正	昭和23年12月10日	77	再
	北秋田市前山字カメ山下14番地	と ざわ ひさ 戸 澤 久 子	昭和26年11月12日	74	再
	北秋田市前山字カメ山下38番地	おがさわら はる お 小笠原 治 男	昭和31年03月27日	70	再
坊 沢	北秋田市坊沢字福田32番地	さ とう よし み 佐 藤 吉 美	昭和29年05月22日	71	再
	北秋田市坊沢字水上沢58番地	と しま まさ し 戸 嶋 正 志	昭和25年06月04日	75	新
	北秋田市坊沢字横道沢尻29番地12	なり た てい こ 成 田 禎 子	昭和29年02月27日	72	新
綴 子	北秋田市綴子字掛泥道上154番地1	よし た きよ はる 吉 田 清 春	昭和29年03月19日	72	再
	北秋田市綴子字糠沢上谷地91番地4	く とう とも や 工 藤 智 也	昭和40年04月18日	60	再
	北秋田市綴子字宮本152番地	はたけ やま わ か こ 島 山 和 嘉 子	昭和34年03月10日	67	新
栄	北秋田市栄字摩当40番地1	さ とう ひで こ 佐 藤 秀 子	昭和24年12月27日	76	再
	北秋田市栄字太田新田148番地	かめ やま ゆう えつ 亀 山 祐 悦	昭和28年11月10日	72	再
	北秋田市栄字太田98番地1	てる うち なお みつ 照 内 直 光	昭和33年12月20日	67	再
沢 口	北秋田市脇神字脇神囀ノ内112番地	なか 嶋 しん さく 中 嶋 信 咲	昭和24年08月19日	76	再
	北秋田市脇神字下太田表71番地72	さ とう まさ と 佐 藤 雅 人	昭和25年12月20日	75	再
	北秋田市脇神字下太田表4番地1	たけ いし ゆかり 武 石 ゆかり	昭和40年03月12日	61	新
七日市	北秋田市七日市字岩脇囀ノ内34番地	く しま えい こ 九 嶋 栄 子	昭和28年07月28日	72	再
	北秋田市七日市字内腰岱24番地	ほそ だ けい こ 細 田 律 子	昭和31年11月04日	69	再
	北秋田市七日市字中畑囀ノ内12番地	はたけ やま か よ 島 山 か よ	昭和32年11月04日	68	再
前 田	北秋田市小又字下川原79番地	しやう じ か よ こ 庄 司 力 子	昭和22年10月23日	78	再
	北秋田市小又字羽根川68番地	よし た かつ よし 吉 田 勝 義	昭和27年02月20日	74	再
	北秋田市小又字下川原131番地2	なり た まさ こ 成 田 まさ 子	昭和24年10月13日	76	新
大阿仁	北秋田市阿仁幸屋渡字山根32番地	おお ほ こういちろう 大 穂 耕 一 郎	昭和29年01月14日	72	再
	北秋田市阿仁比立内字家ノ後1番地3	まつ はし もり あき 松 橋 盛 昭	昭和43年11月25日	57	再
	北秋田市阿仁幸屋渡字沢越4番地1	さい とう ひで あき 斎 藤 英 昭	昭和36年11月03日	64	再

(任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日)

令和8年3月26日 提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

提案理由

北秋田市公民館主事の任期が、令和8年3月31日をもって満了するため、任命について提案するものである。

報告第 2 号

専決処理の報告について（専決第 8 号 北秋田市教育委員会事務局職員の任免について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したのでこれを報告する。

令和 8 年 3 月 26 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

専決第8号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処理する。

- 1 北秋田市教育委員会事務局職員の任免

令和8年3月19日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

○人事異動（内示：教育委員会事務局職員）

令和8年4月1日付

異動先					現職名				
所属・職名				氏名	部名		課名	係名	職名
【市長部局】									
総務部	総務部付	生活環境施設組合		参事	佐藤 晋	教育委員会事務局	学校教育課	学校教育係	参事
市民生活部	合川総合窓口センター	市民生活係		副主幹	木村 千春	教育委員会事務局	生涯学習課	合川公民館	副主幹
健康福祉部	こども課	こども応援係		主査	櫻田 鮎子	教育委員会事務局	生涯学習課	生涯学習係	主査
観光文化スポーツ部	文化スポーツ課	世界遺産係		主査	和田 真輝	教育委員会事務局	生涯学習課	文化財係	主査
【教育委員会事務局】									
教育委員会事務局	教育総務課	学校給食係	係長	主幹	松岡 繁広	観光文化スポーツ部	文化スポーツ課	スポーツ振興係	主幹
	学校教育課	学校教育係		副主幹	佐藤 礼介	観光文化スポーツ部	観光課	森吉山推進室	副主幹
		米内沢小学校		校務員	津谷 清孝	教育委員会事務局	学校教育課	綴子小学校	校務員
	生涯学習課	生涯学習係	係長	主幹	櫻井 條史	教育委員会事務局	生涯学習課	生涯学習係	副主幹
				副主幹	長崎 由貴子	財務部	税務課	市税係	主査
				主査	佐藤 奈々恵	教育委員会事務局	生涯学習課	生涯学習係	主任
		合川公民館		主査	熊谷 真衣子	会計課			主査
		阿仁公民館		副主幹	長崎 純子	教育委員会事務局	生涯学習課	生涯学習係	副主幹
		鷹巣図書館		主任	納谷 玲子	教育委員会事務局	生涯学習課	鷹巣図書館	主事
【農業委員会事務局】									
農業委員会事務局				主任	土濃塚 政樹	教育委員会事務局	学校教育課	学校教育係	主任
【選挙管理委員会事務局】									
選挙管理委員会事務局				主幹	笹代 孝徳	教育委員会事務局	教育総務課	学校給食係	主幹
【兼務解除】									
教育委員会事務局	生涯学習課			課長	山本 明美	教育委員会事務局	生涯学習課	生涯学習係	係長事務取扱
【採用】									
教育委員会事務局	学校教育課	学校教育係		主事	中田 裕生				
【退職】 令和8年3月31日付									
					渡辺 靖光	教育委員会事務局	生涯学習課	文化財係	主幹
【再任用退職】 令和8年3月31日付									
					湊 秀次	教育委員会事務局	学校教育課	米内沢小学校	校務員

報告第3号

専決処理の報告について（専決第9号 公文書の開示について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和8年3月26日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第9号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

1 公文書の開示について

令和8年3月19日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

様式第1号 (第2条関係)

行政情報公開請求書

令和8年 3月 9日

北秋田市教育委員会 御中

郵便番号 017-0042

住 所 大館市宇観音堂737

氏 名 株式会社 官崎ドライ

代表取締役 官崎 久美子

電話番号 0186 (42) 3225

法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

北秋田市情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり行政情報の公開を請求します。

請求する行政情報の件名又は内容 (行政情報の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。)	「北秋田市立鷹巣中学校」 「北秋田市立鷹巣小学校」 令和6年4月から令和8年1月 までのクリーニング発注に関する ① 代金見限り合わせ業者 ② 代金支払い請求者
行政情報の公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送希望
使 用 目 的	料金設定の参考にするもの

(注) 該当する項目の□にレ印で表示し、各欄に必要な事項を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

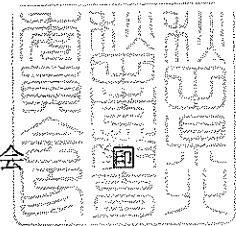
行政情報公開決定通知書

北秋教学030071

令和8年3月19日

株式会社 宮崎ドライ
代表取締役 宮崎 久美子 様

北秋田市教育委員会



令和8年3月9日付けで公開請求のあった行政情報について、北秋田市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開することを決定したので通知します。

公開を請求された行政情報の件名又は内容	「北秋田市立鷹巣中学校」 「北秋田市立鷹巣小学校」 令和6年4月から令和8年1月までのクリーニング発注に関する ① 代金見積もり合わせ業者 ② 代金支払い請求書				
行政情報の公開の日時	年 月 日 ()	午前 午後	時 から	午前 午後	時 まで
	なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当課に電話等で御連絡ください。				
行政情報の公開の場所	②当該資料の写しを交付する				
担 当 課 名 等	北秋田市教育委員会学校教育課 電話番号 0186(62)6617				
備 考	①金額が少額のため当該資料なし A4用紙13枚				

(注) 行政情報の公開を受ける際には、この通知書を持参し、係員に提示してください。